

国立印刷局の令和元年度の 業務実績に関する評価書

令和 2 年 9 月 18 日
財務省理財局

様式3－1－1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人国立印刷局				
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度			
	主務省令期間	平成27年度～令和元年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	財務大臣				
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 横尾光輔		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 大森朝之		
3. 評価の実施に関する事項					
評価の実施に当たっては、6月19日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月9日～7月22日の間に書面等により有識者からの意見聴取を行った。					
4. その他評価に関する重要事項					
特になし。					

様式3－1－2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		27年度	28年度	29年度	30年度
評定に至った理由	項目別評定は1項目がCであるものの、難易度の高い4項目を含め7項目がA、その他17項目がBであること、また、法人全体の信用を失墜させる事象も生じなかったことから、「独立行政法人の評価に関する指針」(総務大臣決定)に基づきBとした。	B	B	B	B
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度においては、主要事業である日本銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷について確実に実施しており、国立印刷局に課せられた使命を果たしている。 特に、本年度においては、新たな仕様の旅券発給が開始される中で受注数量を納期までに確実に納入したこと及び官報原稿の電子入稿促進に向けて新たに省庁用官報原稿オンライン受付システムを開発・導入したこと及び温室効果ガスの削減量で目標を大きく上回る成果を達成したことが高く評価できる。 平成31年4月の公表を受け、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等に対する情報提供や新規設備投資の実施など各種取組を着実に推進していることは、評価できる。 他方で業務運営においては、外部から取得したUSBメモリにウイルスが付着していたため、システムを停止して対応せざるを得なくなるというトラブルが発生した。結果として、システムデータの改ざんや情報漏洩等は生じておらず、また迅速な復旧策は講じられているものの、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。 また、新型コロナウイルス感染症対策に際し、速やかに感染症対策本部を設置した上で在宅勤務や時差通勤等にかかる各種検討を行い、社会基盤の維持等に不可欠な日本銀行券や官報等の製造事業を継続しつつも、出勤人数の縮減措置を可能な限り講じたことは評価できる。 <p>以上を踏まえ、全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。</p>				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・法人が自ら課題としているところ、ウイルスの混入が生じないよう再発防止の徹底を図られたい。				
その他改善事項	該当なし				
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし				
4. その他事項					
監事等からの意見	<p>○監事ヒアリング（令和2年6月19日）における監事からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行券や新仕様旅券、官報の確実な製造に加えて、改刷や次世代旅券、官報業務プロセス改善に関する取組など、計画的かつ着実に実施されていると認められ、法人の使命を確実に果たしていることは高く評価されるべきと考えている。 外部から取得したUSBメモリの取扱いに起因するトラブルについて、印刷局は秘匿性の高いデータを扱っていることから、再発防止に向けた更なる情報セキュリティ強化の取組について、引き続き注視したい。 				
その他特記事項	<p>○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（令和2年7月9日～7月22日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度上期に予定されている改刷に向けて、関係部局との連携を図って着実に準備を進めている点は、評価できる。 前年度から上方遷移した項目が4項目あったことは高く評価できる。過去についても、上方遷移、下方遷移という視点から評価点の変化を整理してみることが重要なのではないか 				

- と考える。さらに、たとえ評価点の変化がなくても、内容的な改善や後退などの特徴的な動きに着目することも、評価の実質的な機能を高めるという視点から大切である。
- ・「国民に対する情報発信」について、外国人向けサービスを向上させる観点から新たに携帯型翻訳機を導入した取り組みは、グローバル化への対応を意識した対応であり、また、博物館、工場見学などを通じた積極的な情報発信が、所期の目標を大きく上回るアンケート結果につながっていることは銀行券事業の基盤としての国民からの信頼確保という視点からも高く評価できる。
 - ・「官報の編集・印刷」について、インターネット対応や電子入稿システムなどの取り組みが着実に実施されていることは、情報技術革新をふまえた新時代の官報のあり方という視点からも高く評価できる。
 - ・「旅券の製造」について、新仕様の旅券変更に対して順当な取り組みを行い、納期までに確実に受注数量を納入した点は、評価できる。
 - ・「組織の見直し」について、適正な人員配置については「人員の抑制」、給与水準については「ラスパイレス指数からみた国家公務員より低い均衡」が、それぞれ基調的な判断要素となっている。やむを得ない側面もあるが、「人事管理」の項目で観察される職員の人材の質の高さや「現場力」、あるいは職務意識の高さなどをみると、それらに応えるような積極的な人事戦略上の視点も評価の中に盛り込んでもよいのではないか。また、若い職員に高いモチベーションを維持しながら、高度な技術を継承する取り組みも重要ではないか。
 - ・「情報セキュリティの確保」について、外部から取得したUSBによってウイルスが混入したことは、極めて遺憾である。大事に至らなかつたものの、情報化対応が進むほど小さな事故が大きな危機につながりかねないことを勘案すると、見過ごすことのできない事案ともいえる。これは、外部からの攻撃等ではなく、基礎的な内部的な取り扱いの失敗に起因するものであり、構成員のセキュリティの取り扱いを確保する必要がある。一方で、この事態を重く受け止めて、自己評価を「C」としたことは、妥当であると同時に、次年度の改善につなげようとする姿勢は評価できる。
 - ・「人事管理」について、「冊子製本システムの生産性の改善」が文部科学大臣創意工夫功労者賞を受賞したことは、「現場力」の強さを示す好事例という点でも高く評価できる。一方で、製造業者からも原因不明とされる老朽化設備の過負荷による不具合であるならば、大きな事故が発生する前に設備更新をすることにより、エネルギー効率が向上するとともに、温室効果ガス削減にも貢献すると考える。
 - ・「労働安全の保持」について、平成30年8月にローラに手指を挟まれて負傷という事故が起こり、素早く対応したことに対しては評価できるが、翌平成31年4月にも軽微とはいえ、印刷機版面の交換作業で手指を負傷する事故が起きている。安全作業遵守の徹底や研修といった人的対応のみならず、物的対策も考えていくべきではないか。
 - ・「環境保全」について、廃棄物排出量の削減や温室効果ガスの削減率の目標を達成したことは大いに評価できるが、昭和59年の取得以降、34年間も使用している老朽化製紙設備の点検回数を増加させる等により対応している点に危惧を覚える。製紙工程の工夫で温室効果ガスの削減も達成しているが、新しい装置を導入すれば、温室効果ガスの削減率は飛躍的に向上すると思われる。

様式3－1－3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
銀行券等事業	—	—	—	A	A		
1. 銀行券等事業	/	/	/	/	/		
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	I-1-(1)	
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等	B	B	B	B	A	I-1-(2)	
(3) 国民に対する情報発信	A	A	A	A	A	I-1-(3)	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	I-1-(4)	
2. 銀行券等事業（銀行券以外）	/	/	/	/	/		
(1) 旅券の製造	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	I-2-(1)	
(2) その他の製品	C	B	C	B	B	I-2-(2)	
官報等事業	—	—	—	A	A		
3. 官報等事業	/	/	/	/	/		
(1) 官報の編集・印刷	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	I-3-(1)	
(2) その他の製品	B	B	B	B	B	I-3-(2)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 組織体制、業務等の見直し	/	/	/	/	/		
(1) 組織の見直し	B	B	B	B	B	II-1-(1)	
(2) 業務の効率化	B	B	B	B	B	II-1-(2)	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B	B	B	B	III-1	
2. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	IV	
3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B	B	—	—	V	
4. 上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	B	B	VI	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. ガバナンスの強化に向けた取組	/	/	/	/	/		
(1) 内部統制に係る取組	—	—	B	B	B	VII-1-(1)	
(2) コンプライアンスの確保	B	B	B	C	B	VII-1-(2)	
(3) リスクマネジメントの強化	B	B	B	B	B	VII-1-(3)	
(4) 個人情報の確実な保護等への取組	—	—	B	B	B	VII-1-(4)	
(5) 情報セキュリティの確保	B	B	B	B	C	VII-1-(5)	
(6) 警備体制の維持・強化	—	B	B	B	B	VII-1-(6)	
2. 人事管理	B	B	B	B	B	VII-2	
3. 施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	VII-3	
4. 保有資産の見直し	B	B	B	B	B	VII-4	
5. 職場環境の整備	/	/	/	/	/		
(1) 労働安全の保持	C	B	B○	C○	B○	VII-5-(1)	
(2) 健康管理の充実	B	B	B	B	B	VII-5-(2)	
(3) 職務意識の向上・組織の活性化	—	—	—	B	B	VII-5-(3)	
6. 環境保全	A	A	A	B	A	VII-6	
7. 積立金の使途	—	—	—	—	—	VII-7	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

※主務省令期間で経年表示する。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－1、I－2	銀行券等事業					
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－1 通貨の円滑な供給 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進 施策4－1－5 通貨への関心の向上 (外務省) 基本目標IV 領事政策 施策IV－1 領事業務の充実 施策IV－1－1 領事サービスの充実 施策IV－1－1（3）国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第2項及び第3項	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 I－1－（1）、I－1－（4）、I－2－（1） 【優先度：高】 I－1－（1） 【難易度：高】 I－1－（1）、I－1－（4）、I－2－（1）			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和元年度事前分析表〔総合目標4〕 令和元年度事前分析表〔政策目標4－1〕 (外務省) 令和元年度事前分析表〔外務省1－IV－1〕 令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0124	

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
I－1－（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成														
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率(ただし、受注者側の事情によるものを除く)			100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	58,236	58,227	
製造計画達成度	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	46,911	45,733	
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248	2,407	2,657	3,053	
								営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	49,569	48,786	

保証品質達成率		100%		100%	100%	100%	100%	100%	営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	8,668	9,440
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械 印刷機械			98.0%	99.1%	99.4%	99.3%	99.2%		4,216	4,199	4,256	4,210	4,156
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無		無	無	無	無	無	注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。					
I - 1 - (2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等									従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。					
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末）			有	有	有	有	有	有						
(参考指標) 情報交換の実施回数									2回					
(参考指標) 国際協力への対応の内容と回数		(対応回数) 5回	(対応回数) 13回	(対応回数) 9回	(対応回数) 5回	(対応回数) 1回	(対応回数) 2回							
I - 1 - (3) 国民に対する情報発信														
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数 開催 出展回数		22,335人 4回 5回	25,946人 4回 7回	25,821人 4回 10回	23,751人 4回 12回	27,122人 4回 13回	24,031人 5回 14回						
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超		4.50	4.50	4.60	4.65	4.56						
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	4回	2回	3回	7回	4回						
(参考指標) ページビュー数、更新回数	ビュー数 更新回数		1,806,709件	2,060,504件	1,993,926件	2,035,681件	1,817,070件	1,939,651件						
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%	100%	100%						
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超		4.36	4.49	4.54	4.58	4.56						
I - 1 - (4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発														
研究開発計画の策定の有無		有		有	有	有	有	有						
研究開発活動の成果		終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る		上回った	上回った	上回った	上回った	上回った						
I - 2 - (1) 旅券の製造														

受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	100%	100%
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%
I S O 9 0 0 1 認証の維持・更新の有無	有		有	有	有	有	有
保証品質達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無	無	無	無	無
I - 2 - (2) その他の製品							
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	100%	100%
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%
保証品質達成率	100%		100%	100%	99.8%	100%	100%
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		有	無	無	無	無

注)「I - 1 - (3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、

銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価			
			<評定と根拠> 評定：A 「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 また、「銀行券等事業」の6項目のうち、難易度が「高」と設定されている3項目を含め、5項目を「A」と評価している。 以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中5項目を「A」、他の1項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。		<評定と根拠> 評定：A 「銀行券等事業」については全6項目中4項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。 銀行券等各種製品の製造に際しては品質管理等にかかるP D C Aサイクルを適切に機能させており、特に本年度においては新たな仕様の旅券発給が開始される中、受注数量を納期までに確実に納入したことが高く評価できる。 また、平成31年4月の公表を受け、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等に対する情報提供や新規設備投資の実施など各種取組を着実に推進していることは、評価できる。 以上のことから、「銀行券等事業」については全体として事業計画における所期の目	評定	A
銀行券等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。							

			<課題と対応> 特になし。	標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	--	--	------------------	------------------------------------

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－1－(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成						
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－1 通貨の円滑な供給				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号及び第6号	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し、銀行券を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【優先度：高】銀行券の供給が停滞した場合、経済活動及び国民生活に著しい影響が生じることから、銀行券事業を優先的に行う必要があるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。				関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和元年度事前分析表〔総合目標4〕 令和元年度事前分析表〔政策目標4－1〕	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）				100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	58,236	58,227
製造計画達成度		100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	46,911	45,733
納期達成率		100%		100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407	2,657	3,053
保証品質達成率		100%		100%	100%	100%	100%	100%	営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	49,569	48,786
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械			98.0%	99.1%	99.4%	99.3%	99.2%	営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	8,668	9,440
	印刷機械			98.5%	98.4%	98.1%	97.6%	98.5%	従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無		無	無	無	無	無						

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
			業務実績	自己評価																																		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 銀行券等事業（銀行券） (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 銀行券の製造について、以下の取組を行うと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進する。 ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。 これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。 ② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 銀行券等事業（銀行券） (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組むと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進します。 ① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るために、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。 設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組みます。 また、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考查の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質	評価指標の凡例： ●定量的指標 ○定性的指標	(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 ① 銀行券の製造等 イ 設備投資の的確な実施 主要な設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に沿って、令和元年度の設備投資計画を策定するとともに、本局で各機関の進捗を管理することにより、改刷の円滑な実施に向けた設備投資を含め、設備投資を的確に実施した。また、1億円以上の設備投資に当たっては、その実施に先立ち一件ごと、投資の必要性、仕様や調達方法の適切性を含めた費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行った。さらに、設備の更新に当たっては、高機能な設備に更新することにより生産性の向上を図るなど、引き続き製造体制の効率化に取り組んだ。 なお、設備投資の的確な実施に取り組んだ結果、1億円以上の銀行券製造設備について、計画どおり受入れ（注1）を完了したことから、年度内受入率は100%となった（参考指標 平成30年度：100%）。	<評定と根拠> 評定：A 中期設備投資計画に基づき令和元年度の設備投資計画を策定し、同計画を着実に実施している。 また、製品品質の安定化や製造工程管理に係る継続的な取組を実施し、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂している。 製造体制に関しては、交替勤務等による機械稼働体制を継続し、製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。 秘密管理に関する研修や実地点検を継続的に実施し、職員の意識向上及び秘密情報の漏えい防止に向けた取組を着実に実施している。また、倉庫出入管理装置の拡大運用により、銀行券製造工場において製品の紛失・盗難防止に対するセキュリティの更なる強化が図られている。	評定 A <評価の視点> 柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。 <評価に至った理由> 主目標である日本銀行券の製造については、以下の取組を適確に実施したことにより、財務大臣が定めた数量のすべてを日本銀行へ確実に納品している。 具体的な取組としては、中期設備投資計画に基づいた進捗状況の管理を一元的に実施しているとともに、計画額1億円以上の重要案件の実行に際しては設備投資委員会において投資の必要性や費用対効果等の再検証を行い、随時計画の見直しを行った上で投資を実行しているなど効果的な取組が行われている。 また、設備の運用にあたっては、定期点検に加えて自主的な保全点検を踏まえた修繕を計画的に実施しており、生産設備の可動率がほぼ100%となるなど銀行券製造設備の安定稼働や機能維持が保たれている。 更に、長期連続操業や二交替勤務などの実施により柔軟で機動的な製造体制を引き続き維持しているほか、本局と各工場間における情報共有や標準点検を通じた品質管理及び製造工程管理の徹底も図られている。 秘密管理担当者を対象とした研修や規則等の遵守状況にかかる自主点検、作業考查等を実施したほか、セキュリティ強化の観点から導入した倉庫出入																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プレート製版設備</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インキ製造設備</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新大判機能性検査装置</td> <td>東京工場</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>銀行券検査仕上機</td> <td>小田原工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">インキ判別装置</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図しております、定性的な取組に</p>	件名	機関	台数	プレート製版設備	東京工場	一式	小田原工場	一式	インキ製造設備	東京工場	一式	小田原工場	一式	新大判機能性検査装置	東京工場	3台	小田原工場	2台	静岡工場	1台	彦根工場	3台	銀行券検査仕上機	小田原工場	1台	インキ判別装置	東京工場	一式	小田原工場	一式	静岡工場	一式	彦根工場	一式	
件名	機関	台数																																				
プレート製版設備	東京工場	一式																																				
	小田原工場	一式																																				
インキ製造設備	東京工場	一式																																				
	小田原工場	一式																																				
新大判機能性検査装置	東京工場	3台																																				
	小田原工場	2台																																				
	静岡工場	1台																																				
	彦根工場	3台																																				
銀行券検査仕上機	小田原工場	1台																																				
インキ判別装置	東京工場	一式																																				
	小田原工場	一式																																				
	静岡工場	一式																																				
	彦根工場	一式																																				

<p>柔軟な製造体制を確保し、具体的な事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させることにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>で均質な製品を確実に製造します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>○設備の保守点検の的確な実施（参考指標：生産設備の可動率）</p> <p>○品質管理の徹底に向けた取組</p> <p>●製造計画達成度（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p>	<p>った。</p> <p>なお、生産設備の可動率（注3）については、抄紙機において99.2%、銀行券印刷機において98.5%であった。</p> <p>（参考指標 平成30年度：抄紙機99.3%、銀行券印刷機97.6%）</p> <p>(注1) 受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>□ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理における課題等について、本局・各工場間で定期的に情報共有を図りつつ、更なる品質安定化に向けた実験・検証等の取組を実施した。 また、作業現場においては、標準（注4）に定める手順により確實に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）において作業の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認した。 これらの取組により、品質管理及び製造工程管理を徹底した。</p> <p>(注4) 標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>(注5) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>以上の取組を確実に実施したことにより、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に進めつつ、財務大臣の定める製造計画の数量（30億枚）の規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入した。</p> <p>ハ 感染症の感染拡大防止への対応（「VII. (3) リスクマネジメントの強化」参照）</p>	<p>ついては事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>管理装置の運用範囲を銀行券印刷工場から製紙工場へと導入拡大するなど情報及び製品等の管理徹底に取り組んだ結果、秘密情報の漏えいや製品の紛失・盗難は発生していない。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で事業計画における所期の目標を達成しており、「A」評価とする。</p>
---	---	--	--	---	---

		<p>○緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的な事案発生時の的確な対応</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持</p> <p>財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注 6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられた事案はなかった。</p> <p>(注 6) 長期連続操業</p> <p>土曜日、日曜日及び祝日を含め 24 時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底した。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の秘密管理担当者（係長クラスなど）に対して、秘密管理に対する意識向上を図るための研修の実施（4月）。 ・ 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検の実施（9月～10月）。 ・ 各機関に対して、本局による偽造防止に係る秘密情報の管理状況の実地点検の実施（令和 2 年 1 月～2 月）。 <p>なお、偽造防止技術等に関する秘密情報を含め、秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止</p> <p>製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程にのっとり確実に作業を実施しており、作業考査（注 7）において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。</p> <p>また、製品の散逸防止、保管管理体制の更なる強化を図るため、銀行券の印刷工場に導入した倉庫出入管理装置について、製紙工場への拡大導入を図った（令和 2 年 2 月）。</p> <p>なお、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注 7) 作業考査</p> <p>作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年 4 回点検するもの</p>	
--	--	--	---	--

--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－1－(2)	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等					
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進 施策4－1－5 通貨への関心の向上			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号、第7号、第2項及び第3項	
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和元年度事前分析表〔総合目標4〕 令和元年度事前分析表〔政策目標4－1〕	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無 (年1回 12月末)		有	有	有	有	有	有		売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	58,236	58,227
(参考指標) 情報交換の実施回数							2回		売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	46,911	45,733
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 5回	(対応回数) 13回	(対応回数) 9回	(対応回数) 5回	(対応回数) 1回	(対応回数) 2回		販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248	2,407	2,657	3,053
									営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	49,569	48,786
									営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	8,668	9,440
									従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行う。 ② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への的確な情報提供等を行う。 ③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、	(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上 ② 通貨当局と一緒に、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行います。 ③ 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティ	○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上 ●現金取扱機器の製造事業者への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数）	(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を基に、通貨当局と意見交換を行うことにより、今後の研究開発の方向性について認識の共有を図りつつ、将来の銀行券を見据えた偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、これまでの研究開発の成果として、令和6年度上期を目指して発行される新しい銀行券において、高精細すき入れ及び最先端技術を用いたホログラム、ユニバーサルデザイン（券種識別性向上等）等が新たな偽造抵抗対策として採用された。 さらに、改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局と密接に連携しつつ、設備投資を着実に進めるとともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造事業者等に対して情報提供を行った（2回：5月、10月）。 ロ デザイン力の強化 デザイン力、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。 ② 銀行券の動向に関する情報提供等 イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 欧洲の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される欧洲銀行会議材料委員会など6つの国際会議等への参画を通じ、諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。 また、メキシコ銀行など2か国の銀行券関連機関等を訪問し、広く通貨全般に関する調査・情報収集を行った。 ロ 通貨当局への情報提供等 改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等について、通貨当局へ次のとおり情報提供を行った。 ・ 近年の海外における偽造、改刷及び偽造防止技術の動向に関する情報提供及び偽造防止技術に関する意見交換（適宜） ・ 関係省庁等連絡会議（通貨当局、財務省関税局、日本銀行、造幣局、国立印刷局及び警察庁）における偽造通貨に関する情報交換（10月）	<評定と根拠>評定：A 改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局と密接に連携し、設備投資を着実に進めるとともに、現金取扱機器の製造事業者等に対し情報提供を行うなど、その取組を確実に推進していることは高く評価できる。 国際会議への参画等により得られた国内外の銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。	評定 A <評価の視点> 偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るために方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。 国内外の銀行券の流通状況や偽造動向について、通貨行政当局への的確に情報提供を行ったか。 外国の銀行券関連機関からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。 <評価に至った理由> 国内外の銀行券の流通状況や偽造防止技術の動向については、国際会議への参画や外国銀行券関連機関への訪問等を通じて積極的に情報を収集している。収集された情報はセキュリティレポート等として通貨当局に提出されているほか、今後の研究開発の方向性等にかかる意見交換を行い認識の共有化を図っているなど、通貨当局と一緒にした取組を進めている。 また、本年度においては、令和6年度上期に予定している改刷の実施に向けて、通貨当局と連携しつつ偽造抵抗力強化にかかる取組を確実に進めているほか、現金取扱機器の製造事業者等に対する情報提供も着実に実施していることは評価できる。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していることに加え、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局との連携を着実に実施し

<p>国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p>	<p>イレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等(以下「外国政府等」という。)による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））</p> <p>○国際協力への対応（参考指標：対応の内容と回数）</p>	<p>ハ セキュリティレポートの提出 セキュリティレポートの作成に当たり、通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認した（4月）。 国際会議、外国の銀行券製造機関等から情報収集した内容を踏まえ、セキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出（12月）するとともに、内容について説明（令和2年2月）を行った（参考指標 平成30年度：平成30年12月提出、平成31年2月説明）。</p> <p>③ 国際協力に係る取組等 研修・視察の受入れ状況 外国の銀行券関連機関からの研修又は視察に関して、インドネシア銀行券製造機関等から視察の要請があったことから、その全てを受け入れた（2回）。 なお、研修に関する要請はなかった（参考指標 平成30年度：研修1回、視察1回）。</p>	<p>資を着実に進めるとともに、現金取扱機器の製造事業者等に対し情報提供を行うなど、改刷の円滑な実施に向けた取組を確實に推進していることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	---	--	--	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－1－(3)	国民に対する情報発信						
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－5 通貨への关心の向上				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第2号及び第7号	
当該項目の重要度、難易度	－				関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和元年度事前分析表〔総合目標4〕 令和元年度事前分析表〔政策目標4－1〕	

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等		達成目標 (指數)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	
(参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数		22,335人	25,946人	25,821人	23,751人	27,122人	24,031人		売上高(百万円)	74,138	67,838	68,476	68,932	68,967
	開催		4回	4回	4回	4回	4回	5回		売上原価(百万円)	60,465	52,622	55,013	54,360	53,135
	出展回数		5回	7回	10回	12回	13回	14回		販売費及び一般管理費(百万円)	10,280	9,401	9,786	9,884	10,332
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超		4.50	4.50	4.60	4.65	4.56		営業費用(百万円)	70,745	62,023	64,800	64,244	63,467
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	4回	2回	3回	7回	4回		営業利益(百万円)	3,392	5,815	3,676	4,688	5,500
(参考指標) ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,806,709件	2,060,504件	1,993,926件	2,035,681件	1,817,070件	1,939,651件		従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156
	更新回数			628回	602回	658回	657回	675回							
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%	100%	100%							
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超		4.36	4.49	4.54	4.58	4.56							

注) ②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。	(3) 国民に対する情報発信 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。 具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。 また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。 銀行券印刷工場においては、見学を積極的に受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組みます。 また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。	○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数） ●博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超） ○国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）	(3) 国民に対する情報発信 イ 博物館における活動及びイベント出展・協力 (イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催 ・ 来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特別展示を5回開催した（参考指標 平成30年度：4回）。 ・ 国民への情報提供の機会として、「第42回お金と切手の展覧会（山口県山口市）」等のイベント出展等を計14回実施した（参考指標 平成30年度：13回）。 (ロ) 来館者確保のための取組 ・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関等に対して開催案内等を配布しPR活動を行った。 ・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行（7月、12月）し、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。 ・ 外国人の来館者サービスを向上させるため、質疑等のための携帯型の外国語翻訳機を導入した（8月）。 これらの取組により、博物館来場者数は、24,031人となった（参考指標：平成30年度：27,122人）。 ※ 博物館については、感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月28日から臨時休館。 (ハ) 来館者の満足度 各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.56であった（平成30年度：4.65）。また、当該アンケートにおける見学者からの意見等を踏まえ、印刷工程の紹介方法、展示品のセキュリティや操作性等の改善に反映し、更なる満足度の向上を図った。 (ニ) 出張講演の実施 国民に対する情報発信の一環として、日本のお札の製造技術等に関する出張講演を4回実施した（参考指標 平成30年度：7回）。 ロ ホームページ等による情報提供 (イ) ホームページの充実等	<評定と根拠>評定：A 来館者アンケートの結果（5段階評価による平均評価4.56）については、年度目標である平均評価3.5を大きく上回っている。これは、趣向を凝らした特別展示等の開催、近隣の自治体や教育機関に対してPR活動等の各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。 さらに、外国人の来館者に対しても、外国語翻訳機を導入するなど、サービス向上を図っている。 ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行っている。 銀行券の印刷を行っている4工場において工場見学を実施している。工場見学者を対象としたアンケートの結果（5段階評価による平均評価：4.56）については、年度目標の平均評価3.5を大きく上回っている。これは、これまで実施してきたアンケート結果を踏	評定 A <評価の視点> 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。 <評価に至った理由> 外国人向けサービスを向上させる観点から新たに携帯型翻訳機（74か国語、音声出力・テキスト表示で対応）を導入して質疑対応に努めたほか、近隣の自治体や教育機関等に対して積極的にPR活動を実施した結果、臨時休館（感染症・拡大防止対策）前の博物館来場者数は24,031人と、盛況であった前年度の水準を維持している。 また、工場見学の受入れについても、夏休み期間に各地域の児童・生徒等を対象とした特別工場見学会を開催するなど、積極的な情報発信に取り組んでいる。 これらの取組により、博物館の来場者及び工場見学者からのアンケート結果は、いずれも所期の定量目標を上回る成果を挙げている（それぞれ130%、130%）。 ホームページに寄せられた各種問合せに対して連絡先が不明などの理由により回答が困難などを除き全てに回答している姿勢や、博物館の来場者等から寄せられた意見を受けて展示方法等を改善している姿勢は評価できる。 本項目については、事業計画における所期の目標を上回る成果を得ており、自己評価と同じく「A」評価とする。	評定 A <評価の視点> 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。 <評価に至った理由> 外国人向けサービスを向上させる観点から新たに携帯型翻訳機（74か国語、音声出力・テキスト表示で対応）を導入して質疑対応に努めたほか、近隣の自治体や教育機関等に対して積極的にPR活動を実施した結果、臨時休館（感染症・拡大防止対策）前の博物館来場者数は24,031人と、盛況であった前年度の水準を維持している。 また、工場見学の受入れについても、夏休み期間に各地域の児童・生徒等を対象とした特別工場見学会を開催するなど、積極的な情報発信に取り組んでいる。 これらの取組により、博物館の来場者及び工場見学者からのアンケート結果は、いずれも所期の定量目標を上回る成果を挙げている（それぞれ130%、130%）。 ホームページに寄せられた各種問合せに対して連絡先が不明などの理由により回答が困難などを除き全てに回答している姿勢や、博物館の来場者等から寄せられた意見を受けて展示方法等を改善している姿勢は評価できる。 本項目については、事業計画における所期の目標を上回る成果を得ており、自己評価と同じく「A」評価とする。

		<p>国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省が実施する校外学習支援の一環として、子供たちの関心を広げるため、学習プログラムを紹介するページを追加した（6月）。 総務省が策定したガイドライン（みんなの公共サイト運用ガイドライン）において推奨される規格に基づくウェブアクセシビリティ（注）の向上に向け、音声読み上げ方法に配慮したページレイアウトの変更、色覚多様性に配慮した画像濃淡（コントラスト）の明確化を図った（令和2年3月）。 国立印刷局フェイスブックについては、銀行券の偽造防止技術の紹介、製品やイベント情報等のタイムリーな情報を中心として、計55件の記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段に活用した。 <p>○ホームページの充実（参考指標：ページビュー数、更新回数）</p> <p>ホームページのページビュー数は1,939,651件、更新回数は675回となった（参考指標 平成30年度：ページビュー数1,817,070件、更新回数657回）。</p> <p>(注) ウェブアクセシビリティ 高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること</p> <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ（530件）のうち連絡先不明等により回答が困難なもの（232件）を除き、全て（298件）に回答した。 この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答率は、100%となった。</p> <p>ハ 工場における広報活動</p> <p>(イ) 工場見学の受入れ 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において、製造工程の観覧、映像やパネルの展示などを通じて、銀行券の製造工程や偽造防止技術等の紹介を内容とする工場見学を実施した。 なお、工場見学については、感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月3日から中止した。</p> <p>(ロ) 工場見学者の満足度</p>	<p>まえた継続的な改善の取組成果が、来場者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>子供向けの広報については、夏休み期間に親子を対象とした工場見学を実施するとともに、行政機関等が開催した取組への参画、地域イベント開催時に工場見学の実施や出展等への参画など、銀行券に関する情報を積極的に発信している。</p> <p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--

	<p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p>	<p>東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において、見学者の満足度等についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は、4.56であった（平成30年度：4.58）。また、当該アンケートにおける見学者からの意見等を踏まえ、印刷工程の紹介方法、展示品のセキュリティや操作性等の改善に反映し、更なる満足度の向上を図った。</p> <p>(ハ) その他の取組</p> <p>外国人見学者に対するサービス向上のため、工場見学予約サイトの注意事項に英語による表記を追加した。また、東京工場の工場見学展示室の展示品説明資料について英語版を作成・掲示した（12月）。</p> <p>ニ 子供向け広報の充実</p> <p>令和6年度上期を目途として新しい銀行券が発行されることを契機として、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供向けの広報の充実に努めた。</p> <p>具体的には、夏休み期間に親子を対象とした工場見学を実施するとともに、行政機関等が開催した取組への参画、地域イベント開催時における工場見学の実施や出展等への参画など、子供向けの広報活動を実施した。</p> <p>国立印刷局が参画した主な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各工場において、夏休み期間に親子を対象とした特別工場見学会を実施し、1,976名の参加を受け入れた。 ・ 「令和元年度こども霞が関見学デー」の財務省プログラムの一つである「日本銀行券製造工場見学」として、東京工場において工場見学を実施し、140名の参加者を受け入れた（8月）。 ・ 中国財務局が開催した「ちゅうざいファミリーデー」において、子ども向けの紙すき体験会等を行った（12月）。 ・ 中国財務局及び造幣局と協力し、広島県廿日市の小学校において、お金に関する講話を行った（令和2年2月）。 <p>なお、予定されていた次の取組は、感染症の感染拡大防止のため中止された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局及び中国財務局主催の「金融学習バスツアー」（令和2年3月予定） 	
--	--------------------------------------	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－1－(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発					
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号及び第7号	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【難易度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和元年度事前分析表〔総合目標4〕 令和元年度事前分析表〔政策目標4－1〕	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
研究開発計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有		売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	58,236	58,227
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る		上回った	上回った	上回った	上回った	上回った		売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	46,911	45,733
									販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407	2,657	3,053
									営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	49,569	48,786
									営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	8,668	9,440
									従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
			業務実績	自己評価																	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。	(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。 また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。 なお、研究成果については、適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や国内外の会議、学会等で報告を行います。	●研究開発計画の策定の有無	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 イ 研究開発の実施 研究開発の実施に当たっては、研究開発計画を策定（平成31年3月）し、これに沿って5分野10件の研究課題に取り組んだ（平成30年度：6分野18件）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td> <td>2件（5件）</td> </tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td> <td>3件（4件）</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>1件（3件）</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>3件（2件）</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>1件（3件）</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減</td> <td>—（1件）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10件（18件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 従来の「環境負荷低減」の分野は、他の分野の全てにおいて取り組むものとして、6分野から5分野に見直した。</p> <p>※（）内は平成30年度実績</p> <p>各分野における具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の維持・向上 近年の諸外国の技術動向等を踏まえつつ、実製造設備による技術検証を通じて、新たな偽造防止技術の製造技術の確立に取り組んだ。</p> <p>(ロ) 効率化・合理化に向けた設備開発 高品質で均質な製品の製造を維持するために必要となる各工程の生産設備、生産プロセス全体の効率化・合理化に向けた製造設備等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化 印刷技術について、製造工程における電力量削減など、環境負荷低減に向けた新たなインキ開発に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発 旅券の高機能化、仕様変更等に反映するため、旅券の特性を踏まえた製品開発及び製品化に向けた製造技術の確立に取り組んだ。</p> <p>(ホ) 基礎的研究 各種技術及び製品の調査分析を進めるとともに、新たな偽造防止技</p>	分野	件数	偽造防止技術の維持・向上	2件（5件）	効率化・合理化に向けた設備開発	3件（4件）	製紙・印刷技術の高度化	1件（3件）	製品開発	3件（2件）	基礎的研究	1件（3件）	環境負荷低減	—（1件）	計	10件（18件）	<p>評定と根拠>評定：A</p> <p>研究開発については、将来の銀行券を視野に入れ、中長期的視点に立て中期及び単年度の研究開発計画を策定し、当該計画に沿って確実に進めることは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究課題等の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、P D C Aサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。</p> <p>創出した成果については、特許出願や学会発表を行い、2件が学会において表彰されたことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p> <p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点> 研究開発にかかる計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p><評定に至った理由> 研究開発については、策定した研究開発計画に沿って5分野10件の全件について適確に進めており、特許出願や国内外の会議、学会報告を行うなどの成果を挙げている。</p> <p>特に、薄膜インキ層にかかる研究成果が「研究発表奨励賞」を、スクリーン印刷にかかる研究成果が「技術奨励賞」を日本印刷学会から受賞されたことは高く評価できる。</p> <p>研究開発の実施に際しては、研究開発評価委員会において各研究課題に対して事前及び中間、事後の各評価が行われているほか、評価結果は各研究開発実施機関にフィードバックされるとともに翌年度の研究開発計画等に反映されるなど、P D C Aサイクルが適切に機能していると認められる。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
分野	件数																				
偽造防止技術の維持・向上	2件（5件）																				
効率化・合理化に向けた設備開発	3件（4件）																				
製紙・印刷技術の高度化	1件（3件）																				
製品開発	3件（2件）																				
基礎的研究	1件（3件）																				
環境負荷低減	—（1件）																				
計	10件（18件）																				

		<p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p> <p>○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映</p> <p>●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p>○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p>	<p>術の創出などの基礎的研究に取り組んだ。</p> <p>口 研究開発評価 (イ) 評価の実施及び評価結果の反映 令和元年度に終了する課題の事後評価、令和2年度に継続を予定する課題の中間評価及び令和2年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性等の視点から評価を行った（12月）。</p> <p>また、評価結果については、研究開発実施機関にフィードバックを行うとともに、実用化に向けた課題について、さらに具現化に向けた取組として継続するなど、実験計画や人的資源の配分などを再検討し、令和2年度の研究開発計画へ適切に反映した（令和2年3月）。</p> <p>(ロ) 研究開発活動の成果 令和元年度終了予定の課題5件に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計）が終了案件に投下した費用の合計を約17.8%上回った。</p> <p>ハ 研究開発成果の活用 創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、国内の会議、学会において報告した。</p> <p>(イ) 特許出願状況 次の各分野における特許について、合計45件の出願を行った（平成30年度：43件）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td><td>7件（15件）</td></tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td><td>9件（7件）</td></tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td><td>3件（3件）</td></tr> <tr> <td>製品開発</td><td>13件（6件）</td></tr> <tr> <td>基礎的研究</td><td>13件（12件）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>45件（43件）</td></tr> </tbody> </table> <p>※（）内は、平成30年度実績</p> <p>(ロ) 会議、学会での報告 有用な研究開発成果6件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり国内外の学会が主催する会議等において報告した。</p>	分野	件数	偽造防止技術の維持・向上	7件（15件）	効率化・合理化に向けた設備開発	9件（7件）	製紙・印刷技術の高度化	3件（3件）	製品開発	13件（6件）	基礎的研究	13件（12件）	計	45件（43件）	<p>しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
分野	件数																	
偽造防止技術の維持・向上	7件（15件）																	
効率化・合理化に向けた設備開発	9件（7件）																	
製紙・印刷技術の高度化	3件（3件）																	
製品開発	13件（6件）																	
基礎的研究	13件（12件）																	
計	45件（43件）																	

会議、学会	報告内容	実施月
紙パルプ技術協会（注1）	新規機能性材料に関する発表	6月
TAPPI Nano（注2）	新規機能性材料に関する発表	6月
日本法科学技術学会（注3）	セキュリティ・デザインに関する発表	7月
日本印刷学会（注4）	薄膜インキ層の分析に関する発表 スクリーン印刷に関する発表 デジタル印刷に関する発表	7月、11月 11月

なお、日本印刷学会において、薄膜インキ層の分析に関する発表は、特に優れている技術に贈られる「研究発表奨励賞」を受賞した。また、スクリーン印刷に関する発表は、印刷技術の発展に寄与するなど特徴的な技術に贈られる「技術奨励賞」を受賞した。

(注1) 紙パルプ技術協会

紙パルプに関する産業技術及び学問の交流を促進し、これら産業の発展を図ることを目的として活動を行っている国内学術研究団体

(注2) TAPPI Nano

ナノセルロース分野における研究成果の発表及び情報交換を目的として開催されている国際会議

(注3) 日本法科学技術学会

鑑識科学技術の学術的発展及び犯罪、事故等の科学的解明等に貢献することを目的として活動を行っている国内学会

(注4) 日本印刷学会

印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会

--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I－2－(1)	旅券の製造				
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標IV 領事政策 施策IV－1 領事業務の充実 施策IV－1－1 領事サービスの充実 施策IV－1－1（3）国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号
当該項目の重要度・難易度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。			関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 令和元年度事前分析表〔外務省1－IV－1〕 令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0124

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	58,236	58,227	
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	46,911	45,733	
I S O 9 0 0 1 認証の維持・更新の有無	有		有	有	有	有	有	販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407	2,657	3,053	
保証品質達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	49,569	48,786	
情報漏えい、紛失・盜難発生の有無	無		無	無	無	無	無	営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	8,668	9,440	
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2. 銀行券等事業（銀行券以外） (1) 旅券の製造 旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。 次期旅券については、品質管理方法の構築等に取り組み、その品質管理及び製造工程管理を徹底し、確実に製造を行う。 さらに、次世代旅券の開発等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。	2. 銀行券等事業（銀行券以外） (1) 旅券の製造 旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、納期までに納入を確実に行います。 ISO9001の運用及び認証の継続、作業考査や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。 さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。 次期旅券（注1）については、決定された仕様に基づき、製造設備や偽造防止技術に対する品質管理方法の構築等に取り組みます。また、その品質管理及び製造工程管理を徹底することにより、受注した数量を確実に製造し、納期までに納入を確実に行います。 次世代旅券（注2）に	<ul style="list-style-type: none"> ●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%） ●ISO9001認証の維持・更新の有無 ●保証品質達成率（100%） ●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 	<p>(1) 旅券の製造</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の製造については、令和2年2月から発給が開始された新仕様旅券（注1）の製造条件の確立や品質管理方法を構築しつつ、製造工場での二交替勤務体制の実施や部門間における人員交流を実施することにより、新仕様旅券を含め、外務省との契約に基づく受注数量を納期までに確実に納入した。</p> <p>(参考) 受注数量 4,504千冊 (3,037千冊：現行旅券、1,467千冊：新仕様旅券)</p> <p>(注1) 新仕様旅券</p> <p>次期旅券として、現行旅券を基本に、「富嶽三十六景」などのデザイン変更及びIC機能を強化した令和2年2月に発給開始された旅券</p> <p>ロ 品質管理等の徹底</p> <p>ISO9001（注2）の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理等の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001については、維持審査を受審し、認証を継続した（9月）。 ・ 本局及び工場間において品質管理に関する打合せ会（5月、10月）及び個別事案の打合せを適宜実施することにより、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、P D C Aサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。 ・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などを計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。 なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注2) ISO9001</p> <p>製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p> <p>ハ 新仕様旅券の製造等に向けた取組</p>	<p><評定と根拠>評定：A</p> <p>新仕様旅券の製造条件の確立や品質管理方法を構築しつつ、交替勤務体制や繁忙期における人員交流など柔軟な対応を実施することにより、新仕様旅券を含め、受注した数量を納期までに確実に納入したこととは評価できる。</p> <p>ISO9001認証の継続、P D C Aサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>新仕様旅券については、製造条件の確立や品質管理方法の構築に取り組み、円滑に製造を開始するとともに、受注数量を納期までに製造し、確実に納入を行っている。</p> <p>次世代旅券については、海外視察や技術調査を通じて冊子仕様や搭載する偽造防止技術について情報を収集し、試作冊子の作製につなげるなど、着実に冊子開発に取り組んでいる。また、データページの作製、集中作成に必要なシステム・設備及び冊子製造</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 旅券の仕様変更に備えた取組を行ったか。</p> <p><評価に至った理由> 主目標である旅券の製造については、二交替制勤務や人員交流等による柔軟かつ機動的な体制を確保し、規格内製品を確実に納品している。特に、本年度は新たな仕様の旅券発給が開始される中、受注数量を納期までに確実に納入したことは高く評価できる。 また、品質管理等の徹底についてもISO9001の認証を継続したことにも加え、情報の共有化や継続的な業務改善に取り組んでいるほか、情報漏えいや製品の紛失・盗難も発生しておらず、国民や社会の信頼を維持したものと認められる。 次世代旅券については、集中作成に必要となる設備の調達契約を締結したほか、冊子仕様や偽造防止技術について国内外における動向調査を進め試作冊子に反映させているなど、開発に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>

	<p>については、集中作成（注3）を含め外務省と協議を進め、設備及び技術の開発並びに設備の稼働に向けた体制の整備に向けて取り組みます。</p> <p>(注1) 次期旅券 現行旅券を基本に、デザイン変更及びIC機能を強化した旅券（令和元年度導入予定）</p> <p>(注2) 次世代旅券 次期旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注3) 集中作成 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p>	<p>○次期旅券の確実な製造</p> <p>○次世代旅券の開発等に向けた取組</p>	<p>新仕様旅券については、製造条件を確立し、品質管理方法を構築するとともに、円滑に製造を開始することにより、外務省との契約に基づく受注数量を納期までに確実に製造し納入した。</p> <p>ニ 次世代旅券（注3）の開発等に向けた取組</p> <p>次世代旅券については、外務省と協議を進めるとともに、試作冊子の開発等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冊子製造に必要な設備（データページ作成機等）や集中作成（注4）に必要な設備（大型作成機等）について、調達に係る契約を締結するなど、導入に向けた手続を進めた。 ・ 冊子開発に反映するため、国内外の会議等に参画することにより、国際標準や諸外国の冊子仕様の動向、また、外国旅券の偽造防止技術に関する調査を行い、最新の偽造防止技術に関する動向把握に努めた。具体的には、国内ではIC旅券調査委員会（注5）に参画（15回）したほか、海外では国際民間航空機関（ICAO）等の会議・検討会に参画（3件）した。 ・ 冊子仕様や偽造防止技術に関する情報を収集し、それを試作冊子に反映するなど、試作冊子の開発に取り組んだ。 <p>(注3) 次世代旅券 新仕様旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注4) 集中作成 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注5) IC旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p> <p>ホ 感染症の感染拡大防止への対応（「VII. (3) リスクマネジメントの強化」参照）</p>	<p>に必要な設備の調達手続等を計画的に進めている。</p> <p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	--	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－2－(2)	その他の製品					
業務に関連する政策・施策	－			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項	
当該項目の重要度・難易度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	58,236	58,227
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	46,911	45,733
保証品質達成率	100%		100%	100%	99.8%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407	2,657	3,053
情報漏えい、紛失・盜難発生の有無	無		有	無	無	無	無	営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	49,569	48,786
								営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	8,668	9,440
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績		自己評価	
(2) その他の製品 切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行	(2) その他の製品 切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づき、	●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%）	(2) その他の製品 イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入 切手等の製品については、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。	<評定と根拠> 切手等の製品については、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に	評定：B <評価の視点> 徹底した品質・製造管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。	

<p>する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p>(100%)</p> <p>●保証品質達成率</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>ロ 発注者の要望を踏まえた提案 郵便切手において、発注者からの要望を踏まえ、グラビア印刷や凹版印刷に関する技術の提案等を行い、「天皇陛下御即位記念」及び「令和2年切手趣味週間」の仕様に反映され、納期までに確実に製造・納入した。</p> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 本局・工場間で品質管理打合せ会（5月、10月）や個別事案の打合せを適宜実施し、品質管理・情報管理の徹底に向けた情報共有を図るとともに、P D C Aサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。 製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などについて、工場において四半期ごとに作業考査を実施した結果、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 個人情報を取り扱う製品については、情報セキュリティ・マネジメント・システム（以下「I S M S」という。注）について、維持審査を受審し、認証を継続した（9月）。 <p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注) I S M S 情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（適用規格 I S O / I E C 2 7 0 0 1。日本情報経済社会推進協会が認定）</p> <p>ニ 番号通知書類（以下「通知カード」という。）の製造・管理 通知カードの製造・管理について、次のとおり情報漏えい防止、工程管理の徹底等の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報加工業務における特定個人情報に係る安全管理措置（人的措置、技術的措置、管理体制）の点検を実施（7月）するとともに、点検結果を踏まえた改善を適切に実施し、情報漏えい防止等のセキュリティを確保した。 委託業者に対して、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理を徹底（逐次）させるとともに、毎月、情報セキュリティに関する報告書を提出させることにより、委託先における情報セキュリティの管理状況を把握した。また、委託先へ赴き、仕様書及び安全管理措置指導書に基づく管理体制及び業務の履行状況について監査を行い、適正であることを確認した（9月、10月）。 	<p>基づき、納期までに規格内製品を確実に製造・納入した。</p> <p>発注者の要望を的確に把握するとともに、印刷局の技術力を活かした提案をし、納期までに確実に製造・納入した。</p> <p>I S M Sの認証の継続、P D C Aサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>通知カードの製造管理体制について点検確認を行うとともに、通知カードの委託業者に対して、作業マニュアルの遵守等について指導するなど、情報漏えい防止、工程管理の徹底を図っている。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>切手等の製品については、柔軟な製造体制の下で契約に基づく確実な製造及び納品が行われている。本局・工場間を含め、各種打合せを通じて製造プロセスの改善を継続的に行うなど品質管理及び情報管理の徹底が図られた結果、情報の漏えいや製品の紛失・盗難も発生していない。</p> <p>番号通知書類の製造・管理については、情報加工業務における特定個人情報に係る安全管理措置の点検結果を受けて改善を図ったほか、委託事業者に対する契約等に沿った業務の履行状況について現場へ赴いて監査を実施しているなど、委託事業者も含めた工程管理の徹底に努めている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	---

			ホ 感染症の感染拡大防止への対応（「VII1. (3) リスクマネジメントの強化」参照）		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－3	官報等事業						
業務に関連する政策・施策	－				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）	
当該項目の重要度・難易度	【重要度：高】 I－3－(1) 【難易度：高】 I－3－(1)				関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指數)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
I－3－(1) 官報の編集・印刷														
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	10,444	10,628	10,377	10,695	10,740	
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%		100%	99.9%	100%	99.9%	100%	売上原価（百万円）	7,975	7,434	7,531	7,448	7,402	
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%		100%	99.9%	99.9%	99.9%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	658	701	790	730	727	
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	[各年度目標値]	[51] 53件	[52] 58件	[53] 61件	[55] 61件	[57] 59件	営業費用（百万円）	8,633	8,135	8,321	8,179	8,129	
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下 (100以下)	[各年度目標値]	[0.31] 0.30 (97)	[0.32] 0.23 (72)	[0.31] 0.17 (55)	[0.28] 0.18 (64)	[0.24] 0.23 (96)	営業利益（百万円）	1,811	2,493	2,056	2,517	2,612	
ISMS認証の維持・更新の有無	有		有	有	有	有	有	従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156	
情報漏えい・紛失発生の有無	無		無	無	無	無	無							
I－3－(2) その他の製品														
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	100%	100%							
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%							
保証品質達成率	100%		100%	100%	100%	99.9%	100%							

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
			<評定と根拠> 評定：A 「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 「官報の編集・印刷」については、難易度が「高」であることに加え、官報原稿の電子入稿の促進による作業の迅速化を目的とした、官報原稿受付システムを導入するなど、業務プロセスの改善などに着実に取り組んでいる。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応している。 以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	評定 A 「官報等事業」については全2項目中1項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。 官報等各種製品の製造に際しては品質管理等にかかるP D C Aサイクルを適切に機能させていると認められるほか、特に本年度においては官報原稿の100%の電子入稿に向けて、新たに省庁用官報原稿オンライン受付システムを開発・導入したことが高く評価できる。 加えて、顧客要因による不良品発生を未然防止するための能動的な確認行為や納期短縮要請に対する柔軟な対応など、顧客利便に資する顕著な取組が引き続き実施されていることは評価できる。 以上のことから、「官報等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評価とする。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
I－3－(1)	官報の編集・印刷											
業務に関連する政策・施策	－				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）						
当該項目の重要度・難易度	<p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>				関連する政策評価・行政事業レビュー	－						
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元 年度
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%		100%	100%	100%	100%	100%	10,444	10,628	10,377	10,695	10,740
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%		100%	99.9%	100%	99.9%	100%	7,975	7,434	7,531	7,448	7,402
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%		100%	99.9%	99.9%	99.9%	100%	658	701	790	730	727
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	[各年度目標値]	[51] 53件	[52] 58件	[53] 61件	[55] 61件	[57] 59件	8,633	8,135	8,321	8,179	8,129
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下 (100以下)	[各年度目標値]	[0.31] 0.30 (97)	[0.32] 0.23 (72)	[0.31] 0.17 (55)	[0.28] 0.18 (64)	[0.24] 0.23 (96)	1,811	2,493	2,056	2,517	2,612
ISMS認証の維持・更新の有無	有		有	有	有	有	有	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156
情報漏えい・紛失発生の有無	無		無	無	無	無	無					

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
			業務実績	自己評価											
3. 官報等事業 (1) 官報の編集・印刷 平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。 また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。 さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。	3. 官報等事業 (1) 官報の編集・印刷 官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。 国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。 また、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。 さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。 作業考查や点検等を通じて品質管理及び製造工	●掲示すべき時間での官報掲示達成度（100%） ○緊急官報の製造に向けた体制の維持 ●インターネット	<p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>イ 官報の確実な掲示 掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、改元に関連する法令の公布、自然災害等、緊急を要する特別号外については、内閣府の指示に基づき、入稿当日に製造・掲示した。 なお、発行された官報は909件であり、このうち特別号外（通常発行以外の官報号外）は72件（うち14件は入稿当日に発行）であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 紙</td> <td>240件</td> </tr> <tr> <td>号 外</td> <td>357件</td> </tr> <tr> <td>特 別 号 外</td> <td>72件（うち14件は入稿当日に発行）</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>240件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持 緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を行った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府主催の「防災の日」総合防災訓練の一環として、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った（8月）。 緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った（9月・10月）。 緊急時における手順の定着化を図るため、政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携し緊急官報製造訓練を実施した（令和2年2月）。 <p>ハ 官報電子配信の安定稼働 官報配信システムについては、定期的に配信拠点（注1）の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理を確実に実施した。</p> <p>以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサ</p>	種 別	件 数	本 紙	240件	号 外	357件	特 別 号 外	72件（うち14件は入稿当日に発行）	政府調達公告版	240件	<p><評定と根拠>評定：A</p> <p>関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んだ。また、改元に関する特別号外についても確実に対応するなど、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>緊急官報製造訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し参集経路の確認を行うなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、イベントや講習会において操作方法や検索方法の</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点> <評価の視点> 情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。 非常時においても確実に対応できる製造体制を維持したか。 作業の迅速化や業務の効率化を図ったか。</p> <p><評価に至った理由> 内閣府との連携を図りつつ、人員の部門間交流を通じて多能化を推進するなど機動的な製造体制を維持したことにより、元号改正関連法令等の特別号外を含め909件全ての官報を掲示すべき時間に掲示している。また、関係部門による連絡会において訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を進めた結果、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.23箇所と過去5年間の実績平均値0.24箇所を下回っている。ISM認証を継続したほか、各種研修や秘密管理点検などの取組を確実に行なった結果、公開前情報の漏えいや紛失は発生していない。 加えて、官報原稿の電子入稿を促進する観点から、新たに省庁用官報原稿オンライン受付システムを開発・導入するとともに、各府省担当者に対し事前説明会を開催するなど取組を着実に実施している。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
種 別	件 数														
本 紙	240件														
号 外	357件														
特 別 号 外	72件（うち14件は入稿当日に発行）														
政府調達公告版	240件														

	<p>程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間にによる訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム（注）との連携や新たな原稿受付システムの導入を図るなど、必要に応じて入稿の方法や手順に係る改善を行い、その促進に努めます。</p> <p>なお、平成29年度に実施した官報製造ワークフローの調査の結果も踏まえつつ、業務プロセスの</p>	<p>版官報のサービス稼働率（99.0%） ●官報情報検索サービスのサービス稼働率（99.5%） ●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数（過去5年平均以上） ●100ページ当たり訂正記事箇所数の削減（過去5年平均以</p> <p>サービス稼働率は、100%となった。</p> <p>(注1) 配信拠点 官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置</p> <p>ニ インターネット版官報等の周知 操作講習会等における実演や各地方法務局に官報普及用リーフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った（59件）。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第42回お金と切手の展覧会（山口県山口市）」において、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行い、周知を行った（1件、8月）。 ・ 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求める目的に「第21回図書館総合展」へ出展した（1件、11月）。 ・ 公立図書館が実施する操作講習会に職員を講師として派遣し、官報情報検索サービスの操作方法等について、講習を実施した（6件、5月・9月・10月・12月・令和2年2月）。 ・ 各地方方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した（50箇所、4月・7月・10月・令和2年1月）。 ・ 新たに、法務省及び最高検察庁が共催する「法の日フェスタ in 赤れんが 2019」（注2）に出展し、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの紹介を行った（1件、10月）。 <p>(注2) 法の日フェスタ in 赤れんが 法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日週間（10月）に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベント</p> <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 作業考查や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会（官報正誤連絡会）を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.23箇所となり、過去5年間の実績平均値（0.24箇所）を下回った。</p> <p>実演を実施するなど、当該サービスの利用促進に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、ISMSの認証維持に取り組むとともに、研修や職場内教育等を実施した。また、官報原稿の取次業務を行う委託業者に対する研修や視察を実施するなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。</p> <p>各府省の関係者に対して、令和2年4月から本運用を開始する官報原稿オンライン受付システムの利用に関する事前説明会を行うなど、オンラインによる電子入稿の拡大に向けて取り組んでいる。</p> <p>官報業務プロセス改善については、官報原稿オンライン受付システムを計画どおり構築し導入したほか、業務の効率化・省力化の実現に向けて、市場調査・検証に取り組んだ。</p>	
--	--	--	--

	<p>改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化に取り組みます。</p> <p>(注) 法制執務業務支援システム（e-LAWS）法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p>	<p>下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● I S M S 認証の維持・更新の有無 ● 情報漏えい・紛失発生の有無 ○ 電子入稿を行う者の拡大 	<p>へ 公開前情報等の管理</p> <p>東京工場において、I S M S（情報セキュリティ・マネジメント・システム）の運用及び情報管理意識の啓もう並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I S M Sについては、外部審査機関の更新審査を受審し、認証を継続した（12月）。 ・ I S M Sに係る教育・訓練（新規職員等研修：4月、実務研修：5月、リスク分析研修：6月、内部監査員養成研修：7月、幹部職員研修：8月）及び内部監査を実施した（9月）。 ・ 官報製造従事者等に対して、インサイダー取引等に対する意識の啓もうと不正行為の未然防止を目的とした研修を行った（5月・7月）。 ・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者（官報販売所等）に対して、インサイダー情報を含む掲載前情報と個人情報の適切な取扱いに関する研修等を行った（5月・10月・11月）。また、委託業者の視察を実施し、情報類の保管・管理状況及び作業状況を調査し、適切な情報管理について指導を行った（5月・7月～12月・令和2年2月）。 ・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に作業考査や秘密管理点検（注3）を実施し、標準やその他の作業に関する内部規程に基づき、作業が適正に実施されていることを確認した（作業考査：4月～令和2年3月、秘密管理点検：令和2年1月～2月）。 <p>なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。</p> <p>(注3) 秘密管理点検</p> <p>リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p> <p>ト 電子入稿の推進</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官報原稿の電子入稿に使用している総務省行政管理局所管の電子文書交換システムの廃止（令和2年3月）に伴い、各府省等の意見を反映し、利便性を考慮した官報原稿オンライン受付システム（注4）を開発・導入（令和2年3月）し、電子入稿の促進に努めた。 ・ 官報原稿オンライン受付システムの導入に際しては、各府省等にその旨の周知を行う（8月）とともに、総務省と連携して各府省等の担当者に対して事前説明会を開催した（9月）。また、各府省等の担当者に不便を来さないよう、操作マニュアルを作成し、政府共通ネットワークに掲載した（令和2年3月）。 	<p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	---	---	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の開発による法制執務業務支援システム（注 5）については、総務省行政管理局と連携を図り、電子入稿の促進に努めた。 <p>(注 4) 官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム</p> <p>(注 5) 法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p> <p>チ 官報業務プロセス改善の取組 官報業務プロセス改善を円滑に進めるため、技術的な課題の管理や実作業のスケジュール管理などに留意して、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官報原稿の電子入稿の促進による作業の迅速化を目的とした、官報原稿オンライン受付システムについて、必要な機能等を精査した上で設計開発を実施し、導入した（令和 2 年 3 月）。 ・ 業務プロセス改善に係る支援業務請負業者を活用し、業務の効率化・省力化の実現に向けて、官報製造工場の作業状況を確認とともに、校正技術等の市場調査や事前検証に取り組んだ（4 月～令和 2 年 3 月）。 <p>リ 感染症の感染拡大防止への対応（「VII. (3) リスクマネジメントの強化」参照）</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－3－(2)	その他の製品					
業務に関連する政策・施策	－			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号	
当該項目の重要度・難易度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指數)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上高(百万円)	10,444	10,628	10,377	10,695	10,740
納期達成率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上原価(百万円)	7,975	7,434	7,531	7,448	7,402
保証品質達成率	100%		100%	100%	99.9%	100%	100%	販売費及び一般管理費(百万円)	658	701	790	730	727
								営業費用(百万円)	8,633	8,135	8,321	8,179	8,129
								営業利益(百万円)	1,811	2,493	2,056	2,517	2,612
								従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	4,210	4,156

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
(2) その他の製品 国会用製品等について は、徹底した品質管理及 び製造工程管理の下で確 実に製造することにより、 発注者との契約を確 実に履行する。また、民 間の参入動向を踏まえつ つ、公共上の見地から必	(2) その他の製品 国会用製品等の製品に ついては、品質管理及び 製造工程管理に取り組 み、数量確認、進度管理 の徹底を図り確実な製造 を行うことにより、発注 者との契約に基づく数量 の規格内製品を納期まで	●受注数量製造率 (100%) ●納期達成率(100%) ●保証品質達成率 (100%)	(2) その他の製品 イ 国会用製品等の確実な製造及び納入 ・ 国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施し、徹底した情報管理及び製造工程管理に取り組むとともに、製品交流を実施するなど柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 ・ 発注者からの納期に係る要請に対して、可能な限り短納期で納入するなど柔軟な対応を図るとともに、製品仕様等に疑義が生じた場合は、速やかには発注者へ確認するなど、製品の確実な製造に取り	<評定と根拠> 評定:B 国会用製品等について は、作業考査や標準点検を 実施することにより、情報 管理及び工程管理の徹底 に取り組むとともに、製品 交流など柔軟な対応を図 ることにより、発注者との 契約に基づき確実な製造、 納品がなされたか。	評定 B <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、 発注者との契約に基づき確実な製造、 納品がなされたか。 <評価に至った理由> 国会用製品等については、発注者か らの要請に対して柔軟に対応しつつ、	

	<p>要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p> <p>に確実に納入します。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考查や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>	<p>組んだ。また、受注環境の変化に伴う発注者からの要請に対しても、柔軟かつ適切に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業考查において、過去に把握された課題に係る改善策の履行状況を確認するとともに、再検証を実施し、必要に応じて新たな改善策を講じるなど、製造過程の強化に取り組んだ。 <p>ロ 一般競争入札への参加 官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p> <p>ハ 感染症の感染拡大防止への対応（「VII. (3) リスクマネジメントの強化」参照）</p>	<p>契約に基づき納期までに規格内製品の確実な製造・納入を図っている。</p> <p>また、発注者からの要請に対して、柔軟かつ適切に対応している。</p>	<p>製造工程管理の徹底及び製品交流を図ることにより、契約数量の全てについて規格内製品を納期までに納品している。また、作業考查の実施に際しては、過去に把握された課題に対する改善策の履行状況を確認するとともに、当該改善策の適正性を再検証しており、製造過程の強化に向けて着実に取り組んでいると認められる。</p> <p>定性的な取組として、受注製品の製造に際して発注者からの納期短縮要請に対し可能な限り柔軟に対応しているほか、原稿の不備など顧客要因による不良品の発生を未然に防ぐために能動的な確認行為を実施している点は高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---	--	---	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-1-(1)	組織の見直し							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の公表の有無	有		有	有	有	有	有	
(参考指標) 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,292人	4,211人	4,193人	4,244人	4,201人	4,153人	令和元年度末の常勤役職員の総数を平成26年度末以下とする。
(参考指標) 売上高人件費比率		42.4%	38.2%	41.9%	42.2%	41.8%	41.4%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
III. 業務運営の効率化に関する事項 国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。 1. 組織体制、業務等の見直し (1) 組織の見直し ① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 組織体制、業務等の見直し (1) 組織の見直し ① 組織の見直しについて、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務	○適正な人員配置 ○組織の効率化 (参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率) ※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「III	1. 組織体制、業務等の見直し (1) 組織の見直し ① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に伴う再任用フルタイム職員の雇用期間の延長や、職員の高齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和2年度に向けた人員計画を策定した（6月）。 当該人員計画に基づき、令和2年度期首に向けて、業務量等に応じた適正な人員配置を行うとともに、一部組織の改正を行うことにより、組織の効率化に取り組んだ。 また、再任用職員の希望調査や、今後も段階的に実施される年金支給開始年齢の引き上げに伴う再任用フルタイム職員の雇用期間の延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和3年度に向けての人員計画の策定に着手した（11月）。 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）及び売上高人件				<評定と根拠> 評定：B	評定 B <評価の視点> 業務の効率化や業務量を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。 適正な給与水準の維持に取り組んだか。 <評価に至った理由> 再任用フルタイム職員の増加やその後の大量退職を見据えた中期的な人員の増減数と業務量、技術の伝承等を考慮した上で人員計画を策定しているなど、組織の効率化や適正な人員配置に取り組んでいる。 職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準を考慮して適正

<p>「人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。</p> <p>② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向け</p>	<p>量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。</p> <p>総人件費についてにおける「給与、報酬等支給総額」をいう。以下同じ。</p> <p>○適正な給与水準の維持</p> <p>●給与水準の公表の有無</p>	<p>費比率（注）の実績については、下表のとおりである。</p> <p>このうち、期末常勤役職員数は 4,153 人となり、中期の効率化指標の基準となる平成 26 年度末の常勤役職員数 4,292 人を 139 人下回った。</p> <p>(注) 売上高人件費比率 = 人件費 ÷ 売上高</p> <table border="1" data-bbox="1305 428 2077 968"> <thead> <tr> <th colspan="2">期末常勤役職員数（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和元年度末</td> <td>役員 7 人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,938 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 208 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,153 人 (3.31 付け退職者の 148 人を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成 30 年度末</td> <td>役員 7 人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,981 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 213 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,201 人 (3.31 付け退職者の 246 人を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1305 1012 2077 1170"> <thead> <tr> <th colspan="2">売上高人件費比率（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>41.4%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>41.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和元年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員（以下「一般職給与法適用国家公務員」という。）の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が 93.1（平成 30 年度：92.9）、研究職員が 80.8（平成 30 年度：79.6）となった。</p> <p>また、平成 30 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページで公表した（6 月）。</p>	期末常勤役職員数（参考指標）		令和元年度末	役員 7 人	一般職員 3,938 人	フルタイム再任用職員 208 人	合計 4,153 人 (3.31 付け退職者の 148 人を含む)	平成 30 年度末	役員 7 人	一般職員 3,981 人	フルタイム再任用職員 213 人	合計 4,201 人 (3.31 付け退職者の 246 人を含む)	売上高人件費比率（参考指標）		令和元年度	41.4%	平成 30 年度	41.8%	<p>給与を参酌しつつ、公正な第三者機関である中央労働委員会による調停に基づき、適正な水準となるよう努めており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>水準となるよう取り組んでおり、令和元年度の水準は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員より低いものとなっている。</p> <p>なお、総務省が策定したガイドラインに基づき、ラスパイレス指数についてはホームページで公表を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
期末常勤役職員数（参考指標）																						
令和元年度末	役員 7 人																					
	一般職員 3,938 人																					
	フルタイム再任用職員 208 人																					
	合計 4,153 人 (3.31 付け退職者の 148 人を含む)																					
平成 30 年度末	役員 7 人																					
	一般職員 3,981 人																					
	フルタイム再任用職員 213 人																					
	合計 4,201 人 (3.31 付け退職者の 246 人を含む)																					
売上高人件費比率（参考指標）																						
令和元年度	41.4%																					
平成 30 年度	41.8%																					

	て取り組むとともに、その状況を公表する。	臣の定める様式により役職員の給与等の水準をホームページにおいて公表します。		
--	----------------------	---------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
II－1－(2)	業務の効率化								
当該項目の重要度、難易度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー	－				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(参考指標) 売上原価を構成する固定費		43,950 百万円	44,246 百万円	45,412 百万円	46,077 百万円	46,575 百万円	43,744 百万円	令和元年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績値以下とする。	
情報システム整備運用計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有		
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○		○	○	○	○	○		
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有		有	有	有	有	有		
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0 件		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達の実施（件数及び金額）		16 件 2 百万円	31 件 14 百万円	38 件 5 百万円	41 件 8 百万円	43 件 9 百万円	44 件 9 百万円	一般競争入札による実績 平成 27 年度 1 件 10 百万円 平成 28 年度 1 件 1 百万円 平成 29 年度 1 件 2 百万円 平成 30 年度 1 件 2 百万円 令和元年度 1 件 3 百万円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を対象として中期的	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から令和	○効率化に向けた業務の見直し	(2) 業務の効率化について ① 固定費の削減等の業務の効率化及び情報システム関連機器の更新 イ 常勤役職員数 中期的な視点から参考となるべき事項として設定した常勤役職員数については、平成 27 年度の行政執行法人化以降、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成 25 年 3 月 26 日閣議決定）による再任用フルタイム職員の雇用期間の延長や、職員の高年齢				<評定と根拠>評定：B <評価の視点> 固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 <評価に至った理由>	評定 B

<p>な観点から設定した固定費の目標の着実な達成に向けて必要な取組を促進する。</p> <p>また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97 号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法</p>	<p>元年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した固定費の削減目標の着実な達成に向けて必要な取組を促進します。</p> <p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和元年 6 月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97</p>	<p>化の進展による大量退職が見込まれる状況において、業務の質を維持するため、毎年度、人員計画を策定し、設備投資や組織体制の見直し等による効率化を進めることにより、常勤職員数の削減に努めてきた。</p> <p>その結果、令和元年度の期末常勤役員数は 4,153 人となり、中期の効率化指標の基準となる平成 26 年度末の常勤役員数 4,292 人を 139 人下回った。</p> <p>なお、一般職員及び再任用フルタイム職員の内訳は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">【期末常勤役員数の推移】</p> <table border="1" data-bbox="1273 624 2099 968"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度末</th> <th>令和元年度末</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員</td> <td>7 人</td> <td>7 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>期末人員数</td> <td>4,285 人</td> <td>4,146 人</td> <td>△139 人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>4,179 人</td> <td>3,938 人</td> <td>△241 人</td> </tr> <tr> <td>再任用フルタイム職員</td> <td>106 人</td> <td>208 人</td> <td>102 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,292 人</td> <td>4,153 人</td> <td>△139 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 人件費</p> <p>中期的な観点から参考となるべき事項として設定した人件費については、平成 27 年度の行政執行法人化以降、再任用フルタイム職員の雇用期間の延長、給与改定及び賞与の支給割合の増加といった状況において、適正な給与水準を維持しつつ、設備投資や組織体制の見直し等による効率化を進め、常勤職員数を削減することにより、人件費の抑制に取り組んだ。</p> <p>その結果、令和元年度の人件費は 28,498 百万円となり、平成 26 年度の人件費 28,584 百万円(給与減額支給措置の影響額 195 百万円を調整。)を 86 百万円下回る結果となった。</p> <p>ハ 固定費の削減</p> <p>中期的な観点から参考となるべき事項として設定した売上原価を構成する固定費については、その削減に向けて、常勤役員数の抑制(再任用フルタイム職員を除く常勤職員数(期首人員) 236 人減少)を図るとともに、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するなど、予算の執行管理の徹底を図ることにより、可能な限りコスト削減に取り組んだ。</p>	区分	平成 26 年度末	令和元年度末	差	役員	7 人	7 人	0 人	期末人員数	4,285 人	4,146 人	△139 人	一般職員	4,179 人	3,938 人	△241 人	再任用フルタイム職員	106 人	208 人	102 人	合計	4,292 人	4,153 人	△139 人	<p>し等による効率化を進めた結果、平成 26 年度末の常勤役員数以下となった。</p> <p>中期的な観点から参考となるべき事項として設定した人件費については、適正な給与水準を維持しつつ、設備投資や組織体制の見直し等による効率化を進め、常勤職員数の削減を図った結果、平成 26 年度の人件費以下となっ</p>	<p>た。情報システム整備運用計画を策定し、関係機器の更新等を着実に実施している。</p> <p>調達にかかる契約については、策定した調達等合理化計画に基づいて着実な取組を実施しており、契約監視委員会等の審議において不適切とされた契約は発生していない。また、一者応札・一者応募の削減にも積極的に取り組んでいるほか、随意契約に依らざるを得ない契約に対しても価格交渉を精力的に行うことで契約金額の削減に努めていることは評価できる。また、官公需にかかる中小事業者の受注確保や障害者就労施設等からの調達の実施についても、着実な取組が行われている。</p> <p>中期的な観点から設定した令和元年度の常勤役員数及び人件費を平成 26 年度以下とする削減目標については、設備投資による効率化や適正な給与水準の維持に取り組んできた結果、常勤役員数は平成 26 年度末 4,292 人に対して令和元年度末 4,153 人、人件費は平成 26 年度 28,584 百万円に対して令和元年度 28,498 百万円といずれも目標を達成している。また、売上原価を構成する固定費の削減目標についても、平成 26 年度 43,950 百万円に対して再任用フルタイム職員の増加等の後発的事象を控除した令和元年度の金額は 43,744 百万円となっており、目標を達成していると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
区分	平成 26 年度末	令和元年度末	差																									
役員	7 人	7 人	0 人																									
期末人員数	4,285 人	4,146 人	△139 人																									
一般職員	4,179 人	3,938 人	△241 人																									
再任用フルタイム職員	106 人	208 人	102 人																									
合計	4,292 人	4,153 人	△139 人																									

<p>律第 50 号) 及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成 24 年法律第 92 号)に基づいた調達を行うよう努める。</p> <p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 月付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成 24 年法律第 92 号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p> <p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止に配意しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>	<p>●情報システム整備運用計画の策定の有無 ○適時適切な情報システム関連機器の更新</p> <p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施 ●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p>	<p>その結果、売上原価を構成する固定費(注 1)は、43,744 百万円となった(平成 26 年度の売上原価を構成する固定費は 43,950 百万円(注 2))。</p> <p>なお、この 43,744 百万円については、平成 27 年度以降に他律的要因として生じた、(イ) 平成 24 年 6 月から平成 26 年 5 月まで実施した東日本大震災の復興財源に充てるための給与減額支給措置の終了に伴う影響額(173 百万円)、(ロ) 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成 25 年 3 月 26 日閣議決定)に基づく再任用フルタイム職員数の増加による影響額(474 百万円)及び(ハ)「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号)第 57 条に基づき決定した給与等(ベースアップ及び賞与支給月数)の増加による影響額(624 百万円)を除いたものである。</p> <p>(注 1) 売上原価を構成する固定費＝当期総製造費用(版面等費用を除く。)－変動費 変動費＝原材料費+外注加工費+時間外手当+運送費+燃料費+光熱水費</p> <p>(注 2) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和元年度末における固定費の削減目標(令和元年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績以下とする。)</p> <p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用計画を策定(6月)し、当該計画に基づき関連機器等の更新等を行った。</p> <p>なお、更新等した情報システムは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事給与システム(6月) ・ 設備情報管理システム(12月) ・ 診療所料金計算システム(令和2年3月) ・ 官報原稿受付システム(令和2年3月新設) <p>② 調達等合理化計画の取組等 「独立行政法人改革等に関する基本の方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、ホームページで公表した(6月)。</p> <p>合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議を経て、監事</p>	<p>検を受けつつ、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契約方式に変更した原材料の購入等において各契約案件の当初提示額に対し価格交渉を行うことにより、単価の削減を図り(合計 50 百万円)、事務の合理化及び経費の削減に寄与している。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。</p> <p>一者応札・応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p> <p>民間への業務委託については、継続可否について検討を行うとともに、委託先における管理状況の点検等を適時、確実に実施し、秘密情報の漏えい防止に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>
--	--	--	---	--

		<p>及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け、その点検結果をホームページで公表した（7月）。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況について、合理化委員会において点検し、了承された（5月・11月）。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>(イ) 重点的な取組</p> <p>(随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数者となる見込みがないことを確認した32品目（25件）について、随意契約を締結した。 <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から40百万円削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産設備の保守・修理等に関する調達において、特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器であって、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造又は保守点検等をすることができない10件の契約について、随意契約を締結した。 <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から1百万円削減した。</p> <p>(公募)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている11件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。 <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から3百万円削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産設備の購入、生産設備及び生産設備以外の保守・修理等に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている35件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。 <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から6百万円削減した。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	--	---	-----------------------------------	--

(更なる合理的な契約方式への移行)

更なる調達の合理化を図るため、随意契約への移行を予定する案件（4件）について、一般競争入札により調達した機器ではあるものの、保守点検作業及び修繕作業実施後の調整や動作保証が困難なため、一般競争入札や公募を実施したが他者の参入がなく一者応札・応募が連続していたことから、随意契約へ移行した類似案件と同様に随意契約へ移行するための要件を整理した。

また、原材料契約における調達方法の変更（1件）について、「独立行政法人と一定の関係を有する法人」と随意契約を継続的に行っている案件について、調達方法を競争性のある一般競争入札へ変更し、公平性・透明性を確保することとした。

以上の各整理事項に基づく随意契約への移行及び調達方法の変更について、契約監視委員会において審議を受け承された（12月）。

(原材料等に係る技術審査)

技術審査を実施している原材料等について、参入業者を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。

(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底

- ・ 合理化委員会において新規の随意契約及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約全件について点検（5月・11月）し、その点検結果を契約監視委員会に諮った（6月・12月）ところ、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった。
- ・ 新規の随意契約案件（9件）について、合理化委員会において事前に点検し、了承された（5月：2件・9月：1件・11月：4件・12月：1件・令和2年2月：1件）。
- ・ 契約実務担当者及び契約事務担当部門の監督者として必要な知識・技能を付与することを目的とした研修を実施した（6月・10月）。
- ・ 契約事務担当部門の監督者を対象に、リスクマネジメント意識の向上を図ることを目的とした研修を実施した（10月）。
- ・ 契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについて、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検実施結果」として取りまとめた（令和2年3

		<p>月)。</p> <p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・応募に係る取組として、平成 30 年度における一者応札等に係る要因分析を行い、これまで以上に入札参加可能と思われる業者に声掛け等行った結果、前回一者応札・応募となった 27 件の契約が二者以上の応札・応募となった。 ・ 少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購入契約等について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一般競争入札に移行した（4 件）。 ・ 情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、ホームページで、契約発注見通しを公表した（6 月：274 件・11 月：266 件）。また、毎月の契約実績について、ホームページで公表した。 <p>□ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施</p> <p>新規の随意契約及び 2 カ年度連続して一者応札・応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった（6 月・12 月）。</p> <p>なお、審議概要については速やかにホームページで公表した（7 月・令和 2 年 1 月）。</p> <p>ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応</p> <p>(イ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき、「令和元年度における独立行政法人国印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定しホームページで公表する（10 月）とともに、新規中小企業者が紹介されているサイト「ここから調達」（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を活用し、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取り組み、令和元年度における金額は、6,505 百万円となった（平成 30 年度：6,991 百万円）。</p> <p>(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、「平成 31 年</p>	
--	--	---	--

		<p>○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）</p> <p>度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページで公表する（4月）とともに、障害者就労施設等から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は、44件、9百万円（うち、一般競争入札1件、3百万円）となった（参考指標 平成30年度：43件、9百万円（うち、一般競争入札1件、2百万円））。</p> <p>（ハ）母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は2件、9千円となった（平成30年度：2件、14千円）。</p> <p>（二）共同調達の実施に向けた対応 日本銀行券等の製造を行う法人としての特性を踏まえつつも、調達可能な範囲を精査するとともに、官公署や独立行政法人等と共同調達に向けた調整を進めた。</p> <p>③ 民間への業務委託の検討 通知カードの製造については、業務委託の継続に係る検討を行った上で、業務委託を実施するとともに、偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、取扱情報の確認や秘密情報の取扱いに応じた委託業者への点検・確認（9月・10月）を行うなど、適正な業務委託の実施に取り組んだ。</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制	前年度以下		6,240 百万円	6,278 百万円	6,543 百万円	6,539 百万円	6,389 百万円	
経常収支率	100%以上		105%	110%	106%	107%	109%	事業計画は 108%以上
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%		100%	100%	100%	100%	100%	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
IV. 財務内容の改善に関する事項 国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 ① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。 令和元年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。 原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業	① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 イ 予算、収支計画及び資金計画の策定 業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和元年度の事業活動の結果、営業利益は 5,500 百万円となった。 なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。 ロ 原価管理の徹底等 原価管理については、毎月、原価管理システムによる原価計算を遅滞なく確実に実施することにより原価情報を把握し、その都度、原価差異の要因分析を行うことにより、事業別収支の的確な把握・管理に努めた。また、各工場においては、会議等を通じて、原価差異の要因分析を踏まえて必要な措置を講じ、コスト意識の浸透及び効率的な製造に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B 業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。 販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）は、消耗品費等の費用の効率的な執行を進めた結果、平成 30 年度実績額を下回った。 なお、採算性の確保を示す経常収支率については、修繕費等の経費の見直しにより、年度目標の 100%以上及び事	評定 <評価の視点> 事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。 法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。 <評価に至った理由> 月次及び年次の原価計算を確実に実施し原価差異の発生状況や要因の分析を行った上で、必要に応じた改善策を講じているなど、積極的なコスト削減に取り組んでいる。 損益状況や原価に関する各種研修の実施や原価差異の発生状況の共有などコスト意識の浸透を図る取組を引き続き推進した結果、販売費及び一般管理費は前年度を下回り削減目標を達成している。また、経常収支率についても 109%と目標値の 100%を上回つ	B			

<p>させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。</p> <p>行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に行います。</p> <p>なお、「経常収支率」は、108%を見込みます。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費及び運送費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう着実に取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>② 財務内容について、</p>	<p>握、的確な管理</p> <p>○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③①及び②を除く費用に分類し、各々の使用の効率性による検証等を行う）</p> <p>●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率（100%以上）</p> <p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）</p>	<p>さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、若年層に対する中央技術系研修（6月・10月・令和2年1月・2月）、また、中堅職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修（4月～9月、原価研修：6月・7月）を継続的に実施した。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底</p> <p>中期的な観点から設定した固定費の削減目標の達成に向けて、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内の執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</p> <p>原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業107%、官報等事業117%となった。</p> <p>また、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）は、広告宣伝費、運送費を含む費用について、四半期ごとにその状況を把握するとともに、各機関と必要性の精査・調整を行うなど効率的な執行に努めた結果、販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く。）は6,389百万円となった（平成30年度実績額（6,539百万円））。</p> <p>なお、経常収支率については、経常収入69,476百万円に対し、経常支出63,950百万円となったことから、109%となった。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>平成30年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月）後、遅滞なく、ホームページにおいて公表（6月）するとともに、独立行政法人通則法に基づき、官報に公告した（7月）。</p>	<p>業計画における見込み108%に対して109%と上回っており、指標を達成している。</p> <p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>ており採算性の確保が図られていると認められる。</p> <p>なお、法令に基づく財務内容にかかる情報開示についても適時適切に実施されている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	--	--	---	---	---

	偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。			
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

令和元年度の当期純利益は 6,488 百万円であり、計画に対して 1,425 百万円増加した。その主な要因は、財政検証に伴う整理資源債務の収益処理により特別利益が増加したものである。なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、180億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の約3か月分を見込んでいます。			該当はなかった。		<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。		評定	— —

4. その他参考情報								
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。								

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 現時点では、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はありません。		該当はなかった。		<評定と根拠> 評定：—	評定	—		
					<課題と対応> 特になし。				
4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。									

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画															
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-												
2. 主要な経年データ																
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報								
							<評価と根拠>									
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価									
			業務実績		自己評価											
	<p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。</p>		<p>銀行券部中国みつまた調達所久世倉庫（地番：岡山県真庭市久世字角町2437番4他）において、岡山県真庭市の市道の拡幅工事に伴い、その敷地の一部（6.97 m²）につき譲渡の依頼があったことから、業務運営上支障が無いことを確認し、令和2年2月に財務大臣の認可を得て、自治体と譲渡に向けた手続を進めた。</p> <p>なお、平成30年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原855番2外）の残地については、引き続き、譲渡に向けて自治体と協議を進めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>事業計画において予定していなかった重要な財産の譲渡等について、その後に自治体から譲渡依頼があつたことから、業務運営上支障が無いことを確認するとともに、譲渡に向けて適切にその手続を進めた。</p> <p>以上のことから、「重要な財産の譲渡」については、適切に対応していることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>中国みつまた調達所久世倉庫敷地の一部について、適切に譲渡を行ったか</p> <p><評価に至った理由></p> <p>事業計画では予定されていなかったものの、市道の拡幅工事に伴い、岡山県真庭市から譲渡要請のあった中国みつまた調達所久世倉庫敷地の一部（6.97 m²）については、令和2年2月に処分にかかる主務大臣認可を得るなど適切に対応しており、「B」評価とする。</p>											
4. その他参考情報																
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)																
特になし。																

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(1)	内部統制に係る取組							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
V. その他業務運営に関する重要事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。 国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であることを踏まえ、以下各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法を始めとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、内部統制の充実・強化に取り組みます。 (1) 内部統制に係る取組 内部統制について は、整備した統制環境	(1) 内部統制に係る取組 ○内部統制の推進 イ 内部統制の推進 業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用する規程等	<評定と根拠>評定: B 内部統制に係る取組については、業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。 また、業務プロセス改善の必要が認められるものについて不断の見直しを行うとともに、関係部門間の情報共有、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた継続的な取組を実施している。 内部統制の推進を図るために、毎年度監査事項を選定し、計画どおり内部監査を適正に実施している。	<評定の視点> 内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。	評定 B	<評価に至った理由> 理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、業務実績や足下の進捗状況など内部統制に係る重要な事項を審議したほか、理事長等が各機関へ赴き、現場幹部職員との意見交換の場を通じて内部統制上の課題への取組状況等を確認するなど、適正性の確保に向けた取組を着実に行っている。 また、職務意識を啓発する観点から、報告及び相談等の徹底を図るための実施計画にかかる取組状況をフォローアップするとともに、新たに把握された課題については令和2年度の実施計画に反映するなど、業務運営を向上させるためのP D C Aサイクルが適切に機能していると認められる。	なお、内部監査についても、監査計画に	

<p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組む。</p>	<p>の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組みます。</p>	<p>に定められた事項の適正な実施 ○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p> <p>用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行うなど、P D C Aサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、改刷の公表に伴う平成31年度事業計画の変更、平成30年度業務実績に関する自己評価、令和2年度事業計画や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。 ・ 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、各機関における内部統制の推進状況や課題への取組状況等を確認した(4月～令和2年1月)。 <p>ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組</p> <p>業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」(平成30年6月)及び令和元年度における実施計画(平成31年3月)に基づき、理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の場において、理事長、理事、本局室・部長及び機関長と認識統一を図りつつ、継続的にP D C Aサイクルによる職員の意識啓発に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、理事が自ら各機関に出向き、各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した(4～10月)。 ・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関の対象職員の範囲を拡大しつつ、報告・相談等の重要性に関する意識啓発を行った(6～8月)。 ・ 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」において、上司と部下のコミュニケーションの状況等について調査を行った(11月)。 ・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、初期の報告・相談等が重要であることが再認識されたことから、それを確実に実施するため内部規程を整備するとともに(令和2年2月)、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和2年度における実施計画を策定した(令和2年3月)。 <p>ハ 内部監査の実施</p> <p>国立印刷局の経営諸活動の全体にわたる管理及び運営の状況について、内部統制の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の観点から、監査事項を選</p>	<p>以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>に基づき適切に監査を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	--	---	--	--

			定し、内部監査を実施した。		
--	--	--	---------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件		0件	0件	0件	0件	0件	

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
(2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を実施することで、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行います。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図ります。これらを通じて、業務上	○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応	(2) コンプライアンスの確保 イ コンプライアンスの確保に向けた取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官・工場の課長等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師によるコンプライアンス推進実務研修を実施した（5月）。計画の内容、平成30年度コンプライアンスに関する職員意識調査結果等について、各機関を巡回し管理監督者を対象とした説明会を実施した（6月）。コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会、国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した（7月）。各種階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、監督者研修、管理者研修等6研修、計11回実施）。	<評定と根拠>評定：B コンプライアンスの確保については、意識調査、座談会を実施し、職員への意識付けを行うなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。 法人文書管理に関するコンプライアンス確保のため、各種研修による法人文書管理に関する意識の啓発、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の全数突合、法人文書監査の実施、法人文書管理マニュアルの作成等、法人文書管理の再徹底に関する取組を確実に	評定 B <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 <評価に至った理由> リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、各機関の管理監督者を対象とした巡回説明会の実施や各種階層別研修における講義、全職員に対してコンプライアンスに関する意識調査の実施など、職員のコンプライアンス意識の向上が図られるよう積極的に取り組んでいる。 また、平成30年度に判明した法人文書ファイルの紛失事案を受け、法人文書ファイル管理簿と法人文書ファイルの全件突合を含む自主点検を実施したほか、各種文書管理手続等を網羅した統一化マニュアルを全職員向けに新たに作成するなど、法	

	<p>の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。</p> <p>● 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。 コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「内部通報窓口」について、窓口設置の趣旨、連絡先等を各機関への巡回説明会やコンプライアンス便りへの掲載等を通じて、職員への周知徹底を図った。 コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した（11月）。 リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（静岡：12月）。 <p>□ 法人文書管理の再徹底に向けた取組</p> <p>平成30年度に判明した過年度の法人文書ファイルを紛失したことに対して、法人文書管理の重要性の再徹底に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関において、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿との全数（13,838件）を突合することにより、その管理状況の総点検を実施し、適正であることを確認した（6月）。 従来の新任である管理監督者に対する制度、対応方法等の法人文書に関する研修に加え、新たに、各機関の機関長を含めた管理監督者に対する研修を実施した（5月～7月）。 文書点検整理週間（11月）における法人文書の廃棄に当たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃棄すべき文書を確認しつつ実施した。 新たに、法人文書管理に関する関係規程や事務手続等を統一化した「法人文書管理マニュアル」を作成し、本局各室・部及び各機関に対して周知徹底を図った（令和2年1月～3月）。 各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管理状況が適正であることを確認した（令和2年3月）。 <p>なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生しなかった。</p>	<p>実施している。</p> <p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>人文書管理の徹底に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>なお、上記取組を着実に実施した結果、業務上の不正・不法行為等による重大事象は発生していない。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	---	--	---

--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定及び見直し	有				有	有	有	
防災訓練計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有	
防災訓練の確実な実施	100%		100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。	(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。 リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。	●リスクマップ等の策定及び見直し ○リスクマネジメントの強化の取組	(3) リスクマネジメントの強化 ① リスク管理の取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">潜在するリスクに対して、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画として印刷局全体で管理した。リスクマネジメント実行計画については、その取組状況を四半期ごとリスク・コンプライアンス委員会で報告するとともに、必要に応じて見直しを図り、令和2年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した（令和2年3月）。システム障害などのリスク事案発生時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づきリスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行うなど、確実に対応した。				<評定と根拠>評定：B 業務フロー等を基に潜在リスクの把握、評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減のための実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。 リスク事案発生時においては、迅速に状況を把握及び報告するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有など、確実に対応している。 防災週間において、各種防災訓練（延べ98件）を実施し、多数の職員が参加	評定 B <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確實に対応できる体制を整えているか。 <評価に至った理由> 内部リスクマネジメントの強化を図るために、重大な潜在リスクについては、総務担当理事を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、把握されたリスク毎に発生防止策や被害低減策の審議を行った上で実行計画を作成している。また、計画の実施状況については、四半期毎にモニタリングを行い、必要に応じて翌年度の実行計画に反映させるなど、リスク管理にかかるP D C Aサイクルを適切に機能させている。 事業継続マネジメントについても、B

<p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>② 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>	<p>●防災訓練計画の策定の有無 ●防災訓練の確実な実施（対計画100%） ○BCMの適切な運用</p>	<p>② 防災管理の取組</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、モバイル機器を活用した報告訓練などの各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。 各機関において、火災予防運動週間等の機会を活用し、緊急地震速報訓練、安否確認訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練、AED取扱講習等の各種訓練及び火災予防教育を実施した（10月・11月・令和2年3月）。 <p>なお、本局においては、入居施設である共同通信会館が主催する合同防災訓練に参加した（11月）。</p> <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（以下「BCP」という。）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに任命された管理監督者に対して印刷局の事業継続の概要について教育研修を行った（6月・7月）。 本局において、国立印刷局事業継続計画等で定められる事業継続班、銀行券等製品対策班、官報等製品対策班及び調達班を対象に連絡体制や報告方法の確認を目的とした訓練を実施した（9月）。 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係るBCP訓練を実施した（9月）。 本局及び東京工場において、内閣府と連動した緊急官報製造訓練を実施した（8月、令和2年2月）。 本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集訓練を実施した（10月）。 管理監督者と一般職員の役割に応じてBCPに関する職員教育を実施した（8月～令和2年3月）。 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、BCPの点検及び必要な見直しを行った（令和2年3月）。 <p>ハ 感染症の感染拡大防止への対応</p> <p>令和元年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受けて、各機関に対して手洗い・マスク着用等の基本対策及び発熱などの風邪の症状が見られる職員の対応の指示、博物館や工場見学等のイベントの中止、時差出勤の推奨並びに海外渡航の自粛を要請した。</p>	<p>(延べ4,189人)するなど、職員の防災意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、BCPの点検及び必要な見直しを行うなど、BCMの適切な運用を図っている。</p> <p>感染症の感染拡大防止に向けて、政府等の要請を踏まえ対応を図るとともに、理事長を本部長とする「感染症対策本部」を設置し、国民生活に支障を来さない範囲において、不可欠な製品を製造するなど生産調整を行うことにより、可能な限り在宅勤務を実施することとした。</p> <p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>CPに関する職員教育や内閣府と連動した緊急官報製造訓練を始めとした各種訓練を実施したほか、これらの訓練結果を踏まえた計画の見直しも行っており、適切な取組を推進している。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症対策に際し、速やかに感染症対策本部を設置した上で在宅勤務や時差通勤等にかかる各種検討を行い、社会基盤の維持等に不可欠な日本銀行券や官報等の製造事業を継続しつつも、出勤人数の縮減措置を可能な限り講じたことは評価できる。なお、操業に際しては「三つの密」を避けるための各種感染予防策を徹底して講じている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	--	---	--	--

また、工場の作業環境においては、職員が集中する食堂、更衣室等の分散使用を徹底し、特に官報の製造に際しては、国民に対する法令公布、公示など、日々の発行に支障を来してはならない性質の製品であることを踏まえ、作業室の分割や休憩時間の分散等による作業者間の距離を確保し、感染症対策を徹底するなど、迅速かつ適切に対応を図った。

さらに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(令和2年4月7日)が発出されたことを受けて、国民生活に支障を来さないよう、感染症対策の再徹底を図りつつ、不可欠な製品の製造を継続するとともに、可能な限り在宅勤務を実施した。

これらの対応については、理事長を本部長とする「感染症対策本部」を設置し、審議し決定した。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
個人情報漏えいの発生件数	0件				0件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを防止します。また、保有	○個人情報保護及び情報公開への確実な取組 ●個人情報漏えいの発生件数(0件)	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 イ 研修等の確実な実施 ・ 保有個人情報及び情報公開の前提となる法人文書の適切な管理を目的として、その制度、対応方法等について、各機関において管理者を対象とした研修(9月)、また、各機関の実務担当者を対象とした研修(10月)を実施した。 ・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関において、関連規程に基づく自主点検を実施し(9月～11月)し、改善が必要なものについては見直しを行った。 なお、個人情報漏えいの発生はなかった。 ロ 開示請求等への確実な対応 25件の情報公開請求(平成30年度：14件)について、情報公開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。 なお、保有個人情報に関する開示請求はなかった(平成30年度：0件)。	<評定と根拠>評定：B 個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。 以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	評定 B <評価の視点> 個人情報保護及び情報公開について、確実に対応したか。 <評価に至った理由> 保有する個人情報の保護及び情報公開への対応を適切に実施するため、各機関の管理者及び総務担当者等に対し制度内容や対応方法等にかかる研修を行ったほか、関係規程に基づく自主点検も着実に実施している。 なお、個人情報の漏えいは発生しておらず、また情報公開請求についても法定期限内に開示決定等を行っている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。			

	個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。			
--	-----------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	有			有	有	有	有	
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	0件		0件	0件	0件	0件	0件	
情報セキュリティ教育の実施	100%		100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(5) 情報セキュリティの確保 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。	(5) 情報セキュリティの確保 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。 具体的には、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等の確実な運用及び情報セ	●情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営	(5) 情報セキュリティの確保 イ 情報セキュリティの確保 情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行い、不正アクセスの防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・ 情報セキュリティ対策推進計画を策定(4月)するとともに、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、情報セキュリティに係る規程の改正(6月)を行った。また、セキュリティハンドブックの改訂を行った(10月)。・ 無線LANの導入に伴い、情報セキュリティを確保するための規程等の改正を行った(9月・10月・令和2年3月)。・ 外部監視システムからアラートが発生した際の対応手順を見直し、課題の整理を行った。当該内容を踏まえてCSIRT運用マニュアルを改訂した(9月)。また、役割の明確化を図ること等を目的に、再度、当該マニュアルを改訂した(令和2年3月)。・ CIO補佐官を交えたCSIRT定例会を毎月1回開催し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有した。		<評定と根拠>評定：C 情報セキュリティを確保するため、規程やCSIRT運用マニュアルの見直しを適時行うとともに、CSIRTの役割を確実に果たし、情報セキュリティ対策を着実に実施している。 情報セキュリティ対策教育実施計画に基づき、情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識向上に向けて取り組んでいる。		評定 C <評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 <評価に至った理由> 情報セキュリティ対策推進計画を策定するとともに、関連規程の改正整備を確実に実施している。 CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を毎月開催しているほか、委託及び再委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況を把握するに際しては一部現地確認を実施しているなど、情報セキュリティの確保に向けた着実な取組が行われている。また、外部専門家を活用した脆弱性検査や各種研修等の教育も積極的に実施されている。	

	<p>キュリティ対策推進計画の策定を行います。当該計画に基づき、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保を取り組むとともに、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組みます。また、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> <p>これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<p>●情報セキュリティ教育の実施（対計画 100 %）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣サイバーセキュリティセンターからの不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及びURLの遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立印刷局ネットワークシステムにおける情報セキュリティの確保を図った。 <p>ロ 情報セキュリティ教育の実施 情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、これに沿って、次のとおり教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本事項等に関する教育（4月）。 情報システム管理担当者を対象とした、リスクアセスメント研修（4月～5月）。 全職員を対象とした、最高情報セキュリティアドバイザーによる情報セキュリティ講話（10月～12月）。 国立印刷局ネットワークシステムの利用者を対象とした、eラーニングによる教育（10月～12月）。 LAN管理者及びLAN推進員を対象とする、情報セキュリティ等の必要な知識を付与するための教育（11月）。 ITトレーナー研修の受講者に対して、情報セキュリティの重要性を付与するための教育（12月・令和2年2月）。 <p>ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応 重大事象の発生防止を図るため、システムのぜい弱性検査を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムにおいてリスク分析・評価を実施し、各情報資産に対して最適な管理策を策定（5月～7月）するとともに、当該結果について見直しを実施した（令和2年2月）。また、各システムが保有する情報資産に対し、リスク分析及び必要な対応を確実に実施することを目的に、手順書を改訂した（令和2年3月）。 情報システム監査細則に基づき、内部監査部門と連携し、王子工場情報加工・管理システムの監査を実施した（7月）。また、当該監査における指摘事項が適切に改善されているか否かのフォローアップ監査を行い、改善されていることを確認した（令和2年2月）。 国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した（8月～10月）。また、一部の委託業者については、現地確認により運用・管理状況を点検し、情報セキュリティ対策が確実に実施されていることを確認した（令和2年2月）。 	<p>外部から取得したUSBメモリの取扱いに起因して、印刷局ネットワークシステムにウイルスが混入した。</p> <p>システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じておらず、また迅速な復旧を講じたものの、復旧までの間に外部ネットワークや業務システム等の停止など弊害が生じたことを真摯に受け止め、外部から取得した情報の取扱いの再徹底を図るとともに、更なる情報セキュリティの強化に向けた検討を進めた。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な目標及び定性的な取組は事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、ネットワークシステムにウイルスが混入し、適切に除去したものの外部ネットワークや業務システム等に弊害が生じたことを真摯に受け止め、「C」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞ 今後、高度化かつ増加していくサイバー攻撃等に対応するべく、ネットワークシステム等における情報セキュリティ対策</p>	<p>一方で、令和元年度においては、外部から取得したUSBメモリにウイルスが付着していたため、システムを停止して対応せざるを得なくなるというトラブルが発生した。結果として、システムデータの改ざんや情報漏洩等は生じておらず、また迅速な復旧策は講じられているものの、今後同様の問題が発生するがないよう再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については情報セキュリティの確保に向けた各種取組やシステムに弊害が発生した際の復旧対応は的確に実施していると認められるものの、ウイルス混入事案が発生しており、自己評価において情報セキュリティの重要性を真摯に受け止めて、自己評価と同じく「C」評価とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人が自ら課題としている限り、ウイルスの混入が生じないよう再発防止の徹底を図られたい。</p>
--	---	--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> インターネットにより外部接続する国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対して、外部の専門業者によるぜい弱性検査を実施し、ぜい弱性がないことを確認した（令和2年3月）。 C S I R Tにおいて、インシデントの発生を想定した訓練を実施した（7月）。 インターネットメール利用者に対して、訓練用の標的型攻撃メールを送信し、適切な対応を図っていることを確認した（令和2年2月）。 情報セキュリティに係る職員の意識調査を実施し、現状の把握を行った（令和2年1月）。 <p>以上の監査、点検、訓練等を実施し、改善が必要なものについては見直しを行うなど、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <p>しかし、外部から取得したUSBメモリについて、ウイルスチェックの取扱いが不十分であったこと等から、印刷局ネットワークシステムにウイルスが混入した。</p> <p>ただちに、外部ネットワークとの接続を遮断するとともに、接続する全ての端末の電源の遮断及び関連する全ての業務システムの運用を停止するとともに、システムデータの改ざんや情報の外部流出が生じていないことを確認した。</p> <p>その後、混入した要因を調査するとともに、関係機関と連携を図りつつ、適切に除去して復旧を図った。</p> <p>今回、復旧までの間に外部ネットワークや業務システム等の停止など弊害が生じたことを契機として、情報セキュリティの重要性を再認識し、外部から取得した情報の取扱いの再徹底を図るとともに、ウイルス対策ソフトの二重化など更なる情報セキュリティの強化に向けた検討を進めた。</p> <p>なお、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じなかつた。</p> <p>●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件） ○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p>	を強化する必要がある。
--	--	---	-------------

※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。	(6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	○警備に関する計画の着実な実施及び見直し ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応	(6) 警備体制の維持・強化 警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るために、彦根工場及び岡山工場において、現状のアナログ式から、高画質かつ監視機能の高いデジタル式への警備装置の更新を実施した（彦根工場：7月、岡山工場：令和2年1月）。また、その他の機関においても、順次、警備装置の更新手続を進めた。 外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るために、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練や護身術訓練等を実施した。 また、警備職員と外部委託警備員の連携状況について点検し、適切な連携の下、確実な警備体制が保持されていることを確認した（5月～7月、10月～12月、令和2年2月～3月）。	<評定と根拠>評定：B 警備装置の更新については、計画どおりに着実に手続を進めている。 防犯対応用マニュアルを活用し、構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練や護身術訓練等の実施、警備職員と外部委託警備員との連携強化により、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。 以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏	評定 B <評価の視点> 警備に関する計画を策定し、警備体制の維持・強化が図られたか。 <評価に至った理由> 警備装置の高度化を図る観点から、警備に関する計画に基づき、監視機能の高いデジタル仕様への更新を拡大するなど、不法侵入等に対する抑止力の強化を図っている。 また、突発的な事件事故に備えシミュレーション訓練や護身術訓練等を毎月実施するとともに、外部委託警備員と警備職員との連携体制を点検するなど、対応力の維持・強化を図っている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。			

				まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	----------------------------------	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-2	人事管理							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有	
研修計画の確実な実施	100%		100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
2. 人事管理 組織運営を安定的に行うため、計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努めるとともに、適材適所の人事配置、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。 さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的	2. 人事管理 質の高い人材の確保やその育成に取り組むため、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組みます。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。 さらに、職員の人材育成	○計画的かつ着実な人材確保、人材育成	2. 人事管理 (1) 計画的かつ着実な人材確保等 限られた人的資源で業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として平成27年度に策定した国立印刷局人事管理運営方針(以下「人事管理運営方針」という。)に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。 イ 人材の確保 多様で有為な人材の確保に向け、次とおり取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none">採用選考活動時期については、政府方針及び一般社団法人日本経済団体連合会の採用選考方針を踏まえ、採用に係る広報活動は平成31年3月以降、選考試験は6月以降に実施した。ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用、合同説明会への参加を通して広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。「2019年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度)官庁合同業務説明会」に参加し、一般職試験受験者に対して国立印刷局の業務を説明した(7月)。高等学校からの要望及び国立印刷局の業務に対する理解を深めてもらうため、東京工場において高卒採用試験(都内合同)受験希望者を対象とした工場見学を開催(7月・8月)し、その結果41	<評定と根拠>評定：B 人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の指針に沿った採用選考活動を行っている。 また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加(2回)や官庁EXPO(人事院主催)への参加及び大学が主催する企業研究セミナー等へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局をPRするとともに、広く求人活動を実施している。	評定 B <評価の視点> 計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。 計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。 <評価に至った理由> 就職情報サイトの活用や官庁合同業務説明会等へ参加したほか、高等学校からの要望を受けて就職希望者を対象とする工場見学会を開催しており、多様で有為な人材を確保するための取組を推進している。また、人事配置に際しては、適材適所が図られるよう、引き続き全職員に対して勤務希望調査及び上司との面談を行っており、技術継承とキャリア形成を踏まえた人事ローテーションが実施されている。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画にお			

<p>な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>	<p>名が参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度期首に向けた有為な人材の確保を図るため、採用活動等の検討を行い、採用選考活動前に国立印刷局の業務内容を広く学生に説明できる業界研究イベントに参加（11月・12月）し、その結果124名が来場した。また、大学が主催する学内説明会にも参加（11月1校・令和2年2月2校）し、その結果60名が来場した。 人事院主催により、国家公務員試験（大卒程度・一般職）の受験を考えている者を対象とした官庁EXPOに参加（令和2年2月）し、その結果34名が来場した。 <p>□ 適材適所の人事配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の育成、モチベーションの向上等を考慮しつつ、採用年次や採用区分にとらわれることなく、能力及び実績に基づく人事配置を行った。 勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、令和2年度期首において適材適所の人事配置を行った。 必要な技術・技能の確実な継承に留意しながら、中堅・若手職員を中心に幅広い職務経験を積ませるよう努めるなど、キャリア形成を踏まえた適切な人事ローテーションを行った。 <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、ろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、国立印刷局の業務に対する理解を深めてもらうため、将来、就職を目指す障害者を対象とした工場見学を実施した（5月）。また、監督者を対象とした研修に、障害者の適切な受け入れ及び対応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」を追加した（障害者雇用率3.15%（令和元年6月1日現在）、参考：法定雇用率2.5%）。</p> <p>ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組</p> <p>(イ) 働き方改革に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が進めている「働き方改革」や「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）の改正の趣旨を踏まえ、ワークライフバランスを推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟な働き方が可能となるよう本局及び研究所において導入済みの「勤務時間申告制（フレックスタイム制）」について転入者研修時に説明し、制度の利用促進に努めた。 労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、平成31年4月1 	<p>は、ろう学校への訪問や工場見学を実施するなど、継続的な雇用に向けて確実に取り組んでいる。</p> <p>「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能率の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できる職場風土の醸成に努めている。</p> <p>感染症の感染拡大防止に向けて、時差出勤の推奨や海外渡航の自粛の要請をするとともに、新たに在宅勤務を導入するなど、迅速かつ適切な対応を図った。</p> <p>女性職員の活躍を推進するため、女性の積極的な採用や管理監督者への登用を見据えた人事配置、適材適所の人事配置に努めている。</p> <p>研修については、計画に基づき各種研修を着実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p>	<p>いて設定した新規採用者及び管理的地位にある女性割合について達成しているほか、新たに女性職員キャリアサポート研修を企画し実施したことは評価できる。</p> <p>なお、本年度においても優れた創意工夫が認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を引き続き授与されていることは、高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	---	--	---	--

		<p>日から、年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたことを踏まえ、本局において四半期ごとに全職員の取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバックすることにより年次有給休暇の取得促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てと仕事の両立を支援するため、国立印刷局一般事業主行動計画（国立印刷局子育て支援プログラム）に基づき、職員に対して、各種制度や経済的支援措置等の十分な周知を行うとともに、配偶者である男性職員を含め、個別に制度・手続の説明・アドバイスを行う等の取組を実施し、育児休業等を取得しやすい環境の整備に努めた。 <p>(ロ) 感染症の感染拡大防止に係る取組</p> <p>職員の感染症の感染拡大防止に向けて、対象機関に対して時差出勤の推奨や海外渡航の自粛を要請するとともに、感染拡大の状況を受けて、ただちに在宅勤務の服務上の取扱いを整理し、新たに導入するなど、迅速かつ適切な対応を図った。</p> <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合30%以上）の達成に向けて採用活動を進め、令和2年4月1日付け新規採用者の採用内定者95名（技能職）に占める女性の割合は、40%（38名）となった。</p> <p>一般事業主行動計画において設定した目標（管理的地位にある女性職員の割合 3.4%）を踏まえて、管理的地位への登用候補者となり得る人材の発掘、育成等を行った結果、令和2年4月1日現在における管理的地位の女性職員の割合は、3.9%となった。</p> <p>また、女性職員のキャリア形成に関する知識を付与し、今後のステップアップのための動機付けを図るため、新たに「女性職員キャリアサポート研修」を企画し実施した（11月）。</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「計画」という。）を策定（平成31年2月）し、当該計画に基づき、各機関が連携して、各研修の計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。</p> <p>計画に基づき、自ら変革を主導できる「自律型人材」の育成を目指した階層別研修、ものづくり基盤を支える技能人材の育成を目的とした技術系研修並びに専門知識・技術の付与及び技術・技能の向上や習得を目的とした職種別研修について、計画的かつ着実に実施した。</p> <p>技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、</p>	<p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞が授与されている。</p> <p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	

		<p>●研修計画の確実な実施（対計画 100%）</p> <p>研究所及び小田原工場等の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</p> <p>高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学及び企業等に職員を派遣した。</p> <p>この結果、計画に定める研修件数 73 件全てを実施した。</p> <p>業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動については、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った（10月）。</p> <p>優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注）を授与された（4月）。</p> <p>（注）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-3	施設及び設備に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
3. 施設及び設備に関する計画 令和元年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。 投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。 また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。	3. 施設及び設備に関する計画 (1) 設備投資計画の着実な実施 設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。 イ 設備投資委員会における審議 設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、P D C Aサイクルを確実に機能させた。 ロ 設備投資計画の検証・見直し 設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（14回開催）等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。 設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況の全体集約を行い、内容を精査の上、関係部門に対し情報提供を行った。 1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告した（5月・8月・11月・令和2年2月）。	<評定と根拠> 評定：B 設備投資の進捗状況を定期的に検証するなど、P D C Aサイクルを確実に機能させている。 設備投資における計画と実績の差異（△4,449百万円）の要因は、小田原工場の排水処理設備の更新に際して不測の事態が生じたことにより工期を延長せざるを得なかったこと（3,557百万円）等によるものである。 以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	評定 B <評価の視点> 投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。 <評価に至った理由> 策定した設備投資計画の実行に際しては、設備投資委員会において進捗状況の確認や費用対効果等の検証が実施され、必要に応じて計画内容の見直しが行われているなど、P D C Aサイクルが適切に機能している。 なお、令和元年度の設備投資計画の実績は7,987百万円と計画額に比べ4,449百万円減少しているが、これは小田原工場の排水処理設備（3,557百万円）の更新に際して地中障害物が確認され、受入年度の変更が生じたことが主たる要因である。 以上を踏まえ、本項目については事業					

ハ 設備投資計画に対する実績

設備投資額は、受入年度変更等により、7,987 百万円となり、計画額 12,436 百万円に対して 4,449 百万円下回った。

この要因としては、小田原工場の排水処理設備の更新に際して、コンクリート破片等の地中障害物の発生による不測の事態が生じ、工期を延長せざるを得ない状況となったこと（3,557 百万円）等によるものである。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。

件名	機関	台数
ワイピング廃液処理設備及び新液製設備	東京工場	一式
囲障警戒装置	彦根工場	一式
	岡山工場	一式
囲障ほか改修工事	王子工場	一式
官報システム機器	東京工場	一式
プレート製版設備	東京工場	一式
	小田原工場	一式
銀行券検査仕上機	小田原工場	1 台
新大判機能性検査装置	東京工場	3 台
	小田原工場	2 台
	静岡工場	1 台
	彦根工場	3 台
	東京工場	一式
インキ製造設備	小田原工場	一式
インキ判別装置	東京工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
デジタル印刷機	東京工場	1 台
官報原稿オンライン受付システム	本局	一式
プレス機	研究所	1 台

（2）令和 2 年度設備投資計画の策定

令和 2 年度設備投資計画（中期を含む）については、本局各部、各機関からの資料の提出を受け、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（令和 2 年 2 月）。

計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

令和元年度の施設及び設備に関する計画については、官報システム機器、プレート製版設備など、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、小田原工場の排水処理設備の更新に際して、地中障害物の発生による不測の事態が生じたこと等の要因により、計画に対して 4,449 百万円下回ったものの、設備投資に当たって、計画段階や実施段階等における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-4	保有資産の見直し							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
小田原工場集水路敷地（一部）の譲渡						○		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
3. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けて取り組む。 ② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。 また、虎ノ門二丁目地区再開発事業については、関係者・関係部局との調整を図りつつ、地権者として適切に対応します。 ③ その他の保有資産に	4. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けて取り組みます。 ② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。 また、虎ノ門二丁目地区再開発事業については、関係者・関係部局との調整を図りつつ、地権者として適切に対応します。 ③ その他の保有資産	○豊島敷地及び豊島宿舎の処分に向けた着実な取組 ○王子工場再編等に向けた着実な取組 ○虎ノ門二丁目地区再開発事業	4. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎については、法令に基づく土壤汚染概況調査の結果（7月）を受け、令和2年1月から汚染範囲を特定するための土壤汚染詳細調査を開始し、その処分に向けた手続を着実に進めた。 ② 王子工場再編等に向けた着実な取組 イ 王子工場再編 王子工場再編に向けて、北区との共存共栄を前提とした定期的な協議を行うとともに、「東京都環境影響評価条例」（昭和55年条例第96号）に基づく建物解体工事前に必要な環境影響評価について、調査計画書を東京都に提出（11月）するなど、着実な対応を行った。 また、王子工場再編に向けて一部機能の仮移転を行った（6月）。 ロ 虎ノ門二丁目地区再開発事業 虎ノ門二丁目地区再開発事業について、業務棟の建築設計（実施設計）に係る詳細事項を他の地権者と協議し、実施設計の完了に向けて適切に対応した。 ③ その他の保有資産の見直し	<評定と根拠>評定：B 豊島敷地等について処分に向けた手續を着実に進めている。	<評定と根拠>評定：B 豊島敷地等について処分に向けた手續を着実に進めている。	評定 B <評価の視点> 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。	<評価に至った理由> 小田原工場集水路敷地にかかる残地については譲渡に向けた協議を引き続き実施しているほか、王子工場の再編事業及び虎ノ門二丁目地区再開発事業についても関係者等との調整を進めている。 なお、「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき廃止した豊島宿舎敷地については、土壤汚染にかかる詳細調査を開始しており、処分に向けた具体的な手續を着実に進めている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	

<p>について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合は、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>産の不断の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原 855 番 2 外）の残地については、引き続き、譲渡に向けて自治体等と協議を進めた（7 月・10 月）。 ・ 平成 29 年度に策定した新宿舎の整備計画に基づく実施方針を作成し、これに沿って諸手続を適切に進めた。 	<p>平成 30 年度に自治体に譲渡した小田原工場集水路敷地の残地については、譲渡に向けて自治体等との協議を継続している。</p> <p>宿舎の効率的な配置については、平成 29 年度に策定した整備計画に基づき、諸手続を適切に進めている。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	--	-----------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-5-(1)	労働安全の保持							
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有	
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る		100%	100%	100%	100%	100%	
重大な労働災害の発生件数	0 件		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
4. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持 職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。	5. 職場環境の整備 職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。 (1) 労働安全の保持 職場環境整備に資する計画に基づき、安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環	●職場環境整備に資する計画の策定の有無 ●職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）	5. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持 「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）を始めとした安全衛生法令を遵守するとともに、安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成 31 年 3 月）し、これに沿って安全作業基準の点検や安全衛生教育等を確実に実施した。 これにより、計画に対する実施率は 100% となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 法令の遵守等の取組状況 <ul style="list-style-type: none">安全衛生法令の改正等の状況を適時把握するとともに、各機関に対してその状況を周知し、情報共有を図った。各機関において、安全衛生関係法令に定める危険・有害要因の排除がなされているか点検を実施した（令和 2 年 2 月～3 月）。 ロ 安全衛生教育の実施状況 <ul style="list-style-type: none">安全衛生に関する必要な知識の付与と設備の安全動作の習得に資するため、各機関において、過去の災害事例等を基に新規採用職員及び配転者に対して安全衛生教育を実施（4 月）とともに、新たに職務に就く職長（新任の作業長等）に対して労働安全	<評定と根拠>評定：B 計画に基づき、法令遵守の取組や安全衛生教育の実施などに確実に取り組んでいる。また、全国で実施される安全週間等の取組を着実に実施するとともに、リスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。 過年度に発生した労働災害の再発防止を図るため、安全衛生教育やリスクアセスメントの実施に加えて、保有する全ての安全作業基準について点検を	評定 B <評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、職長教育や過去の労働災害事例を活用した安全教育など各種の安全衛生教育を取り組んでいる。また、リスクアセスメントの実施により職場の危険・有害要因の排除に取り組んでいるほか、毎月の安全衛生点検に加え、危険予知訓練及び衛生点検も実施している。更に、新規設備の導入に際しては安全作業基準を設定した上で周知徹底を図っており、労働安全の保持に向けた取組を推進している。 これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。	評定 B	<評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、職長教育や過去の労働災害事例を活用した安全教育など各種の安全衛生教育を取り組んでいる。また、リスクアセスメントの実施により職場の危険・有害要因の排除に取り組んでいるほか、毎月の安全衛生点検に加え、危険予知訓練及び衛生点検も実施している。更に、新規設備の導入に際しては安全作業基準を設定した上で周知徹底を図っており、労働安全の保持に向けた取組を推進している。 これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。	

	<p>境づくりに取り組みます。</p>	<p>衛生法第 60 条に定める安全衛生教育（職長教育）を実施（6 月～8 月）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害が生じやすい人事異動や年末年始等の時期において、各機関に対して、安全作業基準の遵守、指差呼称及び危険予知活動等を確実に実施する旨の注意喚起を行った（4 月、7 月、12 月、令和 2 年 3 月）。 <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関においてリスクアセスメントを実施し、職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合、発生機関に加えて他の機関の関連作業に対してもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。 ・ 化学物質を保有する機関においては、労働安全衛生法令に基づく化学物質リスクアセスメント（注 1）を実施するとともに、保護具の着用などの対策が適正か確認した。 <p>その結果、健康被害の発生はなかった。</p> <p>(注 1) 化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生点検（注 2）を毎月実施することに加え、厚生労働省が実施する全国安全週間の取組の一環として、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント研修を実施した（7 月）。また、同様に全国労働衛生週間の取組の一環として、職員の衛生意識の向上を図るため、衛生点検（注 3）を実施した（10 月）。 ・ 毎年 2 月を安全強調週間として自主的に定め、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した（令和 2 年 2 月）。 ・ 新規設備の導入に際して、当該設備の作業者及び関係部門に確認しつつ安全作業基準を設定するとともに、当該作業基準を遵守するよう指導し、安全作業及び意識の徹底を図った。 <p>ホ 設備に対する災害防止策の徹底 平成 30 年度に発生した労働災害は、設備の清掃作業の際に生じたことを受けて、同種類似の労働災害の再発防止に万全を期するため、保有する全ての安全作業基準に対して、対象設備の清掃、調整等に係る作業に重点を置いて、平成 30 年度に引き続き総点検を実施した。</p> <p>総点検の結果、各機関において自主的に作業内容の明確化や点検箇所を増加するなど、安全作業基準の更なる見直しを図った。</p>	<p>行い必要な見直しを行うなど、同種類似災害の再発防止の徹底を図っている。</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>なお、平成 30 年度に発生した凸版印刷機の清掃作業中に手指を挟まれ労働基準監督署から是正勧告が発出された事案を受け、類似する全ての設備にかかる安全操作基準の見直しを実施しているなど、再発防止に向けた取組が着実に行われている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---------------------	--	---	--

		<p>●重大な労働災害の発生件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況</p> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p>	<p>(注2) 安全衛生点検 各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検</p> <p>(注3) 衛生点検 各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検</p> <p>へ 労働災害の発生状況 安全衛生法令の遵守や計画に沿った取組を実施したところ、重大な労働災害は生じなかったものの、休業4日以上の労働災害が2件発生した。 事案の概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷機の版面を交換する際、右手指を挟み負傷した（4月）。 ・ 工場の駐輪場において、自転車を駐輪した際につまずき負傷した（12月）。 	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-5-(2)	健康管理の充実							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有	
定期健康診断の受診率	100%		100%	100%	100%	100%	100%	
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る		100%	100%	100%	100%	100%	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に	●健康管理に資する計画の策定の有無 ●定期健康診断の受診率(100%) ●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メ	(2) 健康管理の充実 安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(平成31年3月)し、これに沿って定期健康診断や健康指導等を確実に取り組んだ。これにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施状況 全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対象者3,872名全員に対し実施した(受診率100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とし特別健康診断(年2回)については、対象者延べ2,814名全員に対し実施した(受診率100%)。 ロ 健康指導等の実施状況 (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況 ・ 一般定期健康診断の受診者全員及び特別健康診断の有所見者に対して、産業医の面接による結果説明や指導等を実施した(実施率100%)。また、経過の管理が必要な職員に対しては、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した	<評定と根拠>評定:B 健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特別健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。 ストレスチェックのほか、各機関において生活・就業環境に変化のあった職員を対象とした面談の継続実施により、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルス未然防止に取り組んでいる。	評定 B <評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定した上で、当該計画に基づき一般定期健康診断及び特別健康診断を全対象職員に対して確実に実施したほか、有所見者及び経過管理対象者に対しては面接指導等を確実に行うなど適切な健康指導に取り組んでいる。また、各機関においてストレスチェックを実施した上で、結果に応じて産業医が面接指導を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。 なお、新型コロナウイルス感染症対策に際しては、速やかに感染症対策本部を設置し、発熱等の症状が見られる職員の出勤自粛や			

	<p>取り組みます。</p>	<p>メンタルヘルス対策に係る項目に限る)</p>	<p>(実施率 100%)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間（45 時間）以上の職員に対して、保健師の面接による保健指導（45 時間以上の場合）、又は、産業医の面接による指導（80 時間以上の場合）を実施した（実施率 100%）。 <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令に基づき、各機関において、全職員に対するストレスチェックを実施した（実施率 100%）。また、その結果に応じて、産業医による面談を実施した。 生活環境等の変化のあった新規採用職員や配転職員を対象として、カウンセラーによる面談を実施した（実施率 100%）。 心の健康問題により 30 日以上の長期間休業した職員（以下「長期休業職員」という。）に対しては、職場復帰支援プログラム（注）に沿って、産業医による面談を実施（実施率 100%）するなど、円滑な職場復帰に向けた支援を行った。 メンタルヘルスケア対策の更なる向上を図るため、職員の面談を行う産業医に対して、精神科医による助言指導を行った。 <p>(注) 職場復帰支援プログラム</p> <p>長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p> <p>ハ 感染症の感染拡大防止の対応</p> <p>感染症の感染拡大防止に向けて、各機関に対して、手洗い、アルコール消毒の徹底やマスク着用の励行等の基本対策に加え、発熱などの風邪の症状がみられる職員への対応を指示するなど、迅速かつ適切な対応を図った。</p>	<p>長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員（37 人）のうち 31 人（84%）の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>感染症の感染拡大防止に向けて、手洗い等の基本対策や風邪の症状が見られる職員への対応等を指示するなど、迅速かつ適切な対応を図った。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>マスク・手洗いの励行等を指示とともに、「三つの密」を避けるための各種感染予防策を徹底して講じている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	----------------	---------------------------	--	--	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価				
(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	○役員間、役職員間、各部門間ににおける密なコミュニケーションの取組	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 イ 各部門における密なコミュニケーションの取組 職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。 <ul style="list-style-type: none">理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、理事長及び理事による打合せ会(毎週開催)において把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。コンプライアンス意識調査の結果及び報告・相談等に関する教育資料を活用し、各機関における小集団(チーム・作業単位)によるミーティングを通じてコミュニケーションを図	<評定と根拠> 評定：B 職務意識の向上・組織の活性化については、理事会等の各種会議、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・課題解決への取組、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた取組、コンプライアンスに関する職員意識調査・座談会などを通じて、役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図り、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。 以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していることから「B」評価とする。	評定	B	<評価の視点> 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。	<評価に至った理由> 理事会等の会議で経営層に認識統一が図られた施策や課題については、当該施策等が実施される基となった背景や目的が担当する現場職員にも理解されるよう、各部門における連絡会等を活用した情報共有が行われている。 また、実施された施策の進捗状況等については、問題点も含めて現場職員から確認するとともに、理事長を含めた経営陣による打合せ会に毎週報告され更なる改善に向けた取組が検討されている。	以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

		<p>することにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた。</p> <p>ロ 内部統制の推進による取組（「VII. (1) 内部統制に係る取組」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、理事が自ら各機関に出向き、各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した（5～10月）。 ・ 各機関の職員に対して、研修や説明会等の機会を捉えて、その対象者の範囲を拡大しつつ、報告・相談等の重要性に関する意識啓発を行った（6～8月）。 ・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、初期の報告・相談等が重要であることが再認識されたことから、それを確実に実施するため内部規程を整備するとともに（令和2年2月）、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和2年度における実施計画を策定した（令和2年3月）。 <p>ハ コンプライアンスの確保による取組（「VII. (2) コンプライアンスの確保」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した（11月）。 ・ リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（静岡：12月）。 	<p>達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-6	環境保全							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有		有	有	有	有	有	
環境保全計画の確実な実施	100%		100%	100%	100%	100%	100%	
温室効果ガスの削減	20%減	平成13年度比	28.6%減	28.4%減	30.1%減	—	—	
	24%減	平成17年度比	—	—	—	29.9%減	30.9%減	
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標：7,118t] 6,232t	[目標：6,808t] 6,222t	[目標：6,457t] 6,413t	[目標：6,276t] 6,499t	[目標：6,324t] 5,742t		
I S O 1 4 0 0 1 認証の維持・更新	100%		100%	100%	100%	100%	100%	
環境報告書の作成、公表の有無	有		有	有	有	有	有	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
			業務実績		自己評価		
5. 環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達	6. 環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)等を踏まえた環境保全計画を策定し、確実に実施します。 温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確	●環境保全計画の策定の有無 ●環境保全計画の確実な実施（対計画100%）	6. 環境保全 環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定（平成31年3月）し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施した。 これにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 (1) 環境法規制の遵守 環境法規制を確実に遵守するため、各機関を横断的に作成した届出・申請一覧の点検を行い（9月）、各機関に対してその遵守状況の調査を実施した（11月）。さらに、環境法規制の対象となる化学物質等に漏れが生じないよう、チェックリストを作成した（令和2年3月）。	<評定と根拠> 評定：A 温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など、環境マネジメントシステムに基づき省エネルギーの取組を実施したことにより、目標（平成17年度比24%減）の120%以上達成となる30.9%の削減となっている。 廃棄物の排出量について、従	<評定> A <評価の視点> 環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。 <評価に至った理由> 環境保全計画を策定した上で、環境マネジメントシステムの確実な運用を図っている。具体的には、空調機の更新などエネルギー効率の高い設備の導入により温室効果ガスの排出量削減は目標値の24%を上回る30.9%（対目標値129%）の削減となっているほか、すべての工場及び研究所		

<p>やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。</p> <p>な導入を進め、令和元年度の温室効果ガス排出量を、平成17年度と比較し、24%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和元年度の廃棄物排出量を過去5年間の実績平均値以下とするよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>○環境保全のため必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証</p> <p>●温室効果ガスの削減（平成17年度比24%減）</p> <p>●廃棄物排出量の削減（過去5年平均以下）</p> <p>●ISO14001認証の維持・更新</p> <p>●環境報告書の作成、公表の有無</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出量の削減</p> <p>設備投資計画の策定に先立ち、温室効果ガス排出量の削減が見込まれる設備投資の効率性の検証を行った。</p> <p>また、空調設備の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入により、温室効果ガス排出量は36,005t-CO₂となり、基準年度である平成17年度排出量(52,086t-CO₂)と比較して30.9% (16,081t-CO₂)の削減となった。</p> <p>(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進</p> <p>廃棄物排出量については、計画に基づき、リサイクル資源としての有効活用や廃棄物の削減に努めた結果、廃棄物排出量は5,742tとなり、過去5年平均(6,324t)と比較して、9.2%(582t)の削減となった。</p> <p>特に、平成30年度に老朽化した製紙設備の部品が脱落・混入した製紙工程においては、当該製紙設備の保守点検の実施回数の増加により部品の脱落を未然に防止するとともに、温室効果ガスの削減に配慮しつつ、排水処理設備の乾燥時間の増加等により製紙汚泥の減量化を実施し、これにより廃棄物の減量化を進めた。</p> <p>(4) ISO14001認証の維持・更新</p> <p>ISO14001（注）認証について審査を受審し、次のとおり認証の維持・更新を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持 研究所・東京工場・王子工場・静岡工場・彦根工場 ・ 更新 小田原工場・岡山工場 <p>(注) ISO14001</p> <p>企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>(5) 環境保全に関する啓発活動の推進</p> <p>環境保全に対する意識を高めるため、各機関において、環境月間の取組の一環として、工場周辺の美化活動、講演会、環境保全施設の点検及び教育を行った（6月）。</p> <p>平成30年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2019」として作成し、ホームページで公表した（7月）。</p>	<p>来の取組に加えて、製紙工程において、老朽化した製紙設備の状態を維持しつつ、製紙汚泥の減量化を実施することにより、廃棄物の減量化に努め、削減目標を達成した。</p> <p>ISO14001認証審査において、認証を維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果である。</p> <p>国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」について120%以上達成しているとともに、他の定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>においてISO14001認証の維持・更新を行っている。</p> <p>また、環境保全意識の向上を図るため、美化活動や講演会等の啓発活動を引き続き推進しており、活動実績については「環境報告書」に取り纏めた上で、ホームページに公表している。</p> <p>なお、平成30年度に生じた廃棄物排出量の増加事案を受け、起因となった老朽化設備にかかる保守の徹底を図ったほか、排水処理工程の見直しを行い更なる減量化に努めた結果、本年度の廃棄物排出量は5,742tと目標値である過去5年平均6,324tを1割程度下回る削減が図られたことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については、事業計画における所期の目標を大きく上回る成果を得ており、自己評価と同じく「A」評価とする。</p>
---	--	--	--	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-7	積立金の使途							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
7. 積立金の使途 「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。	7. 積立金の使途 該当はなかった。		<評定と根拠> 評定：—	<課題と対応> 特になし。	評定 —	—	—	—

4. その他参考情報								
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。								